

農業経営基盤強化促進法の基本要綱

〔平成24年 5 月 31 日付け24経営第564号〕
農林水産省経営局長通知

最終改正：令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第3193号

第 1 本法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。

第 2 定義

認定農業者	法第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者
認定新規就農者	法第14条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年 2 月 8 日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる事業により作成するプラン（市町村等が、当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したものを含む。）
利用権設定等促進事業	法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（これと併せて同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。）
農用地利用改善団体	法第23条第 1 項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構
農地中間管理事業	農地中間管理事業法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業
特例事業	法第 7 条各号に掲げる事業
育成センター	法第14条の11の規定に基づき、青年等の就農に関する相談の実施・情報の提供のため都道府県が設置する青年農業者等育成センター

第 3 農業経営基盤強化促進基本方針

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都道府県が、区域ごとに次に掲げる事項（（6）に掲げる事項については、都道府県知事が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営

の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときに限ります。) について、おおむね5年ごとに10年間を見通した総合的な計画を定めるものです。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
 - (2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 - (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
 - (4) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - (5) 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項
 - (6) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- なお、各事項の具体的な内容は別紙1に掲げるとおりとします。

2 基本方針の策定

- (1) 基本方針は、地域の将来の農業及び農業経営の展望を示す各種の計画・構想、学識者の調査予測分析等を参考にし、更に国が示す食料・農業・農村基本計画等の将来の農業経営の展望等を参酌しつつ、都道府県が、自らの地域について策定する必要があります。
- (2) 都道府県は、基本方針の策定の前段階で、農用地、農業従事者等の基本データの収集、農業地帯別の農業構造等の分析を行うとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが重要です。また、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。以下同じです。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者に対して意見を聴取することが法律上必要とされています。関係者としては、農地中間管理機構や農協系統組織、農業法人、認定農業者、認定新規就農者など農業の担い手が組織する団体が考えられ、これらの意見も聴くことが適当です。
- (3) 農業経営の基本的指標等の作成に当たっては、必要な専門的知識を持つ普及指導員、都道府県農業試験場職員、農業法人経営者、金融機関関係者、公認会計士や税理士、学識経験者等により構成される検討会において検討を行い、地域の特性に即したものとなるよう関係者の間で十分な議論を重ねることが望ましいと考えます。
- (4) また、基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項に規定する果樹農業振興計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に規定する都道府県計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。
- (5) 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表し、また農政担当部局から都市計画担当部局へ、当該基本方針の写しを添えて通知するものとします。

第4 農業経営基盤強化促進基本構想

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、市町村が、次に掲げる事項について、基本方針の期間につき総合的な計画を定めるものです。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
 - (2) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - (3) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
 - (4) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - (5) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
- なお、各事項の具体的な内容は別紙2に掲げるとおりとします。

2 基本構想の策定

(1) 策定手続

- ① 市町村は、基本構想策定の前段階で、あらかじめ農用地の利用の実態や農業者の経営改善に関する意向を把握するための農家実態調査を実施するとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが望ましいと考えます。
- ② 市町村は、基本構想の策定に当たっては、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等支払推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する地域農業再生協議会をいいます。以下同じです。）、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、土地改良区、農用地利用改善団体、普及指導センター、育成センター等の関係団体のほか、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農の代表者などと連携して、その内容について検討を行うこととします。
- ③ 基本構想は、基本方針と同様、農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。
- ④ 基本構想は、必要に応じ法第6条第2項第1号から第6号までに掲げる事項の一部又は全部について、地域の特性に即して市町村内の地域を区分して記述することも可能です。

(2) 基本構想の同意

- ① 都道府県知事が各市町村の策定した基本構想について同意する場合、基本方針に即していることが同意要件となりますが、これは、基本方針と基本構想における数値の整合性を確認するという観点でなく、基本方針の基本的な考え方に沿った方向で、それぞれの地域の特性を踏まえて、基本構想が策定されているか否かを確認することとしてください。
- ② 都道府県知事が同意の申請を受理したときは、都道府県関係部局間で十分連絡調整を図り申請内容を検討するとともに、都道府県農業委員会ネットワーク機構等の関係機関・団体の意見を聴いた上で同意を行うことが適当です。

また、都道府県の農政担当部局は、基本構想の同意に当たって、都市計画担当部局及び林業担当部局にあらかじめ連絡するものとします。

(3) 策定後の手続

- ① 市町村は基本構想の同意を得たときは、遅滞なく、様式第1号により当該同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報に掲載し、又は市町村の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告するものとします。
- ② また、市町村は、基本構想を策定・変更した際は、都道府県知事（その区域内に、第5に基づき農林水産大臣又は地方農政局長から経営改善計画の認定を受けた者がいる場合には、都道府県知事及び農林水産大臣又は当該地方農政局長）に当該基本構想の写しを送付するものとします。
- ③ 策定した基本構想の普及、基本構想に沿った農業経営基盤の強化を促進するための措置の実施については、農業委員会等の関係機関・団体と協力して行うこととしてください。

(4) その他

市町村の廃置分合が行われた場合、廃置分合後の市町村の区域を対象とした基本構想が策定されるまでの間は、廃置分合前の市町村の基本構想がなお効力を有するものの、廃置分合後の市町村としての農業の振興方策等を速やかに地域の農業者等に明らかにすることが重要であるので、速やかに基本構想を策定することが望ましいと考えます。

第5 農業経営改善計画の認定制度

1 認定農業者制度の趣旨

認定農業者制度は、農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村（二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、経営改善計画の認定を受ける場合において、当該二以上の市町村の区域が一の都道府県の区域内のみにある場合には都道府県知事、都道府県の区域を超える場合には農林水産大臣（当該二以上の市町村の区域が一の地方農政局長の管轄する区域内のみにある場合には、当該地方農政局長）。以下「市町村等」といいます。）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

2 経営改善計画の記載

- (1) 経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」といいます。）が作成する経営改善計画は、平成15年9月12日農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件。以下「告示」といいます。）に定める様式によるものとします（参考1）。
- (2) また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができます。詳細については別紙3に掲げるとおりとします。

3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であつて、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

「二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする」場合については、経営改善計画に記載されている農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断することとします。

(2) 夫婦等の共同申請の取扱い

① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとします。

ア 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

② 現在認定を受けている経営改善計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている経営改善計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、経営改善計画の変更により対応することができます。

4 経営改善計画の認定

(1) 経営改善計画の認定要件

市町村等は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。

① その計画が関係市町村（経営改善計画において、農業経営を営み、又は営もうとすることとされている全ての市町村をいいます。以下同じです。）の基本構想に照らして適切なものであること。

② その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙4に掲げるとおりとします。

(2) 関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写しを送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

なお、都道府県知事又は農林水産大臣が認定した経営改善計画については、既に関係市町村の認定要件に適合していることが確認されているものであることから、当該経営改善計画を変更し、関係市町村を追加する場合には、当該関係市町村のみに意見を聴けば足り、既に意見を聴いている関係市町村からあらためて意見を聴く必要はありません。

(3) 経営改善計画の認定の処理期間

認定申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて、公表するように努めてください。

なお、計画変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

(4) 複数市町村にまたがる経営改善計画の認定

都道府県知事又は農林水産大臣は、認定の際に、当該認定に係る関係市町村名を示すこととします。

(5) 経営改善計画の通知

市町村等が経営改善計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、様式第2号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付して、市町村にあっては、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構その他関係機関、都道府県知事にあっては、関係市町村及び農地中間管理機構その他関係機関、農林水産大臣にあっては、関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県及び農地中間管理機構その他関係機関にその旨を連絡するものとします。

また、市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣から認定の連絡を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を連絡するものとします。

(6) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とします。

また、計画を変更した場合は、当該計画の有効期間は当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

(7) 経営改善計画の審査体制

市町村等は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができます。

(8) 経営改善計画の却下

市町村等が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者及び関係市町村（都道府県知事又は農林水産大臣が却下した場合に限る。）に書面により通知するものとします。

認定申請者に通知する却下の理由は、（１）の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

（９）留意事項

- ① 人・農地プランの中心経営体（人・農地プランに位置づけられた、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体をいいます。以下同じです。）は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度を活用し、各種支援措置を利用して効率的かつ安定的な経営を実現することが望ましいと考えます。

このため、集落・地域の関係者の話し合いにより人・農地プランが策定された市町村における中心経営体から経営改善計画の認定申請があった場合には、人・農地プランとの整合性の確保を図り、当該中心経営体が認定されるよう配慮してください。

- ② 認定新規就農者から経営改善計画の認定申請があった場合には、認定新規就農者が継続的に自らの経営の改善に取り組みやすくなるよう、市町村等は、その認定に当たり配慮してください。

５ 専門家の活用

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、農業経営相談所（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年３月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）別記１の第１の農業経営相談所をいいます。以下同じです。）その他の専門的な知識を有する者（以下「専門家」といいます。）を積極的に活用することとします。

なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。

６ 経営改善計画の取消し

（１）取消事由

経営改善計画の取消事由は、次によるものとします。

- ① 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
② 認定農業者又は関連事業者等が、経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。

（２）留意事項

- ① 市町村等は、認定農業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。
② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第４号

に規定する不利益処分に該当することに留意してください。

- ③ 市町村等は、経営改善計画を認定する際においても、当該計画に記載された農業経営を改善するためのとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。
- ④ 関係市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣が認定した経営改善計画について、農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていない等の取消事由に該当すると認められる場合には、都道府県知事又は農林水産大臣に情報提供してください。

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

- ① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出
 - ア 市町村等は、認定の取消しの対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるこういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。
 - イ アに併せて、市町村等は、聴聞を行う旨を通知します。
 - ウ 市町村等は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。
- ② 聴聞の開催
 - ア 市町村等は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。
 - イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定農業者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村等に提出します。
- ③ 取消通知の送付

市町村等は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、その旨を通知します。その際、取消しの理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに当該市町村等を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載します。このほか、4（5）により、当該認定農業者の経営改善計画の認定を行ったときに、その旨を連絡した関係機関に、認定の取消しに係る書面の写しを送付することとします。
- ④ 経営改善計画の認定を取り消された者が、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日6農経A第

665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。）又は農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の1の①認定農業者向けに限りします。）を、当該認定を取り消された経営改善計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となります。このため、市町村等は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関等に当該借入金に係る経営改善計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとします。

7 経営改善計画の再認定

（1）経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていくことが重要です。

（2）このため、市町村等は、関係機関と連携し、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれる場合は、新たな経営改善計画（以下「新計画」といいます。）の作成を促すことが必要です。

このとき、新計画の認定を希望する認定農業者は、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」といいます。）の実践結果について、専門家からの助言等を受け、その達成状況についての適切な分析と課題の把握を行い、新計画を作成するよう努めるものとします。

（3）認定期間を満了する認定農業者から新計画の認定申請があった場合には、市町村等は、旧計画の計画内容とその達成状況を専門家からの助言等の内容等を踏まえて十分分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断してください。

8 認定農業者に対する農地集積について

（1）認定農業者への農地集積を促進する仕組みとして、法では、

- ① 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 利用権設定等促進事業
- ④ 農用地利用改善事業

といった農地の流動化を進める事業が制度化されており、これらの事業を活用して認定農業者へ農地の集積を図ることができます。

①から④までの制度の具体的な運用については、第6から第10までに掲げるとおりです。

また、①から④のほかに、農地中間管理事業法により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する仕組みがあり、この制度を活用し、認定農業者へ農地の集積を図ることができます。

- (2) これらの農地集積に関する制度を推進する市町村及び関係機関は、その地域で人・農地プランが作成又は更新される場合には、その準備段階から議論に参加してください。また、中心経営体が経営改善計画の認定を受けた場合は、地域の農業者の合意の下に農地が中心経営体に集積するプロセスが明確になっていますので、市町村及び関係機関は、経営改善計画に掲げる目標年度までに集積が進むよう積極的に支援してください。

9 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関、個々の経営改善計画で就農地としている市町村並びに広域の認定を行う都道府県知事及び農林水産大臣等において認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定農業者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

また、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村等に対し、認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村等が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第5の2 青年等就農計画の認定制度

1 認定新規就農者制度の趣旨

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

2 青年等就農計画の作成

- (1) 青年等就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」といいます。）が作成する青年等就農計画は、告示に定める様式によるものとします（参考2）。
- (2) 都道府県（普及指導センターを含む。第5の2において同じ。）、市町村、育成センター、農業者研修教育施設等の関係機関・団体等は、青年等就農計画を作成しようとする青年等に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとします。

3 青年等就農計画の認定申請

就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申

請を行い、認定を受けることができます。

(1) 青年等の範囲

青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかのものとします。

ア 青年（18歳以上45歳未満）

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には、50歳未満とします。

イ 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

（ア）商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

（イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

（ウ）農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

（エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

(2) 就農計画申請者に関する留意事項

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断します。ただし、法人にあっては、登記日等農業経営を開始したと判断できる日における役員の年齢で判断することとします。また、認定後に農業経営を開始する青年等にあっては、農業経営開始後直ちに様式第2-2号により市町村に報告することとします。

イ 次の（ア）及び（イ）については、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（三親等以内の者をいう。）の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座の開設を行うことが必要です。

（ア）親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

（イ）農業経営の継承者が親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営を開始する場合

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営もうとする青年等も含まれます。

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現に農業に従事している者も含まれます。

(3) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して同一の青年等就農計画の内容で認定申請を行うことができます。

また、いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ以外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等就農計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に提出してください。

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

- ① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。
 - ア 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。
 - イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
 - ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
- ② 現在認定を受けている青年等就農計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、青年等就農計画の変更により対応することができます。

4 青年等就農計画の認定

(1) 青年等就農計画の認定要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとします。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
 - ② その計画が達成される見込みが確実であること。
 - ③ 3の(1)イに掲げる者にあっては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。
- また、その際の具体的な認定基準は別紙4-2に掲げるとおりとします。

(2) 青年等就農計画の認定に関する処理期間

就農計画申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて公表するように努めてください。

なお、青年等就農計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

(3) 青年等就農計画の認定の通知

市町村が青年等就農計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、様式第2-1号により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農業委員会、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとします。

(4) 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあっては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで）とします。

また、計画を変更した場合や、既に認定を受けている計画について新たに他の市町村で認定をした場合は、当該計画の有効期間は、当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

(5) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第7の2（11）に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者（以下「サポート体制等」といいます。）から意見を聴取することが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

また、人・農地プランに位置付けられた中心経営体については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体が同様の内容で認定申請を行う場合には、サポート体制等による意見聴取等を省略することができるものとします。

(6) 青年等就農計画の広域認定に当たっての市町村等との連携

複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(7) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、サポート体制等による意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に書面により通知するものとします。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、（1）の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式11-1を活用するなどの方法により、報告するものとします（農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の（6）アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。）。

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式11-2を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2

（5）の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、育成センター、4の（5）に掲げるサポート体制等、第

5の5（1）に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6 青年等就農計画の変更

認定新規就農者が認定就農計画を変更するに当たっては、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標の営農部門、就農地を変更する場合や、2割以上の増減を伴って所得目標又は、年間農業従事日数を変更する等場合等には、当該変更について市町村の認定を必要とします。

7 青年等就農計画の取消し

（1）取消事由

青年等就農計画の取消事由は、次によるものとします。

- ① 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- ② 認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とはなりません。
- ③ 法人にあっては第5の2の3（1）ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

（2）留意事項

- ① 市町村は、認定新規就農者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。
- ② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。
なお、認定の取消しは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分には該当することに留意してください。
- ③ 市町村は、青年等就農計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

（3）認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

- ① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出
 - ア 市町村は、認定の取消しの対象となる認定新規就農者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は青年等就農計画に従い必要となるこういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。
 - イ アに併せて、市町村は、聴聞を行う旨を通知します。

ウ 市町村は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。

② 聴聞の開催

ア 市町村は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定新規就農者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村に提出します。

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、その旨を通知します。その際、取消しの理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに当該市町村を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載します。

取消しを通知したときは、4の（5）のサポート体制等、都道府県、育成センター及び農業委員会等の機関及び青年等就農資金等、12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

8 青年等就農計画の認定における例外措置

認定就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始時期が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始時期からやむを得ない事情により、農業経営の開始が遅れた期間について、追加で青年等就農計画の申請及び認定を受けることができます。

9 青年等就農計画の失効

青年等就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該青年等就農計画の効力を失います。

10 認定農業者への円滑な移行

（1）青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要です。

（2）このため、市町村は、関係機関・団体等と連携し、認定期間を満了する認定新規就農者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農

業者制度の目的・意義等を周知した上で、経営改善計画の作成を促すよう努めてください。

11 認定新規就農者に対する農地集積について

(1) 認定新規就農者への農地集積を促進する仕組みとして、法では、

- ① 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理機構が行う特例事業
- ④ 農用地利用改善事業

といった農地の流動化を進める事業が制度化されており、これらの事業を活用して認定新規就農者へ農地の集積を図ることができます。

①から④までの制度の具体的な運用については、第6から第10までに掲げるとおりです。

また、①から④のほかに、農地中間管理事業法により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する仕組みがあり、この制度を活用し、認定新規就農者へ農地の集積を図ることができます。

(2) これらの農地集積に関する制度を推進する市町村及び関係機関は、その地域で人・農地プランが作成又は更新される場合には、その準備段階から議論に参加してください。また、中心経営体が青年等就農計画の認定を受けた場合は、地域の農業者の合意の下に農地が中心経営体に集積するプロセスが明確になっていますので、市町村及び関係機関・団体等は、青年等就農計画に掲げる目標年度までに集積が進むよう積極的に支援してください。

12 認定新規就農者に対する資金の貸付け

認定新規就農者は、以下の(1)～(3)に掲げる資金を借り受けることができます。

(1) 青年等就農資金

認定新規就農者は、青年等就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な資金として、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）から青年等就農資金の借入れを行うことができますが、その内容は青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）により定められています。

(2) 経営体育成強化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要な農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得のために経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2の1の1の(2)に掲げる資金に限る（沖縄県にあっては、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2の1の(2)に掲げる資金に限る。）。）の借入れを行うことができますが、その際、貸付限度額は1,000万円とし、据置期間を3年以内から5年以内に延長する特例措置があります。

(3) 農業近代化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要なものに農業近代

化資金の借入れを行うことができますが、その際、据置期間を原則３年以内から５年以内に延長するとともに、償還期限を原則15年以内から17年以内に延長する特例措置があります。

13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の２に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定新規就農者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第76条の２第１項第１号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされています。

このため、法第30条の２に定める場合のほか、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙５を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

14 国・都道府県等の援助等

（１）青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携

青年等の就農促進のための効率的な支援体制の整備を図るため、都道府県、青年農業者等育成センター、都道府県農業委員会ネットワーク機構、指導農業士会、経営者会議、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農林中央金庫）、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体等は役割分担を行い、相互に有機的連携をもって取組を進めるよう努めるものとします。

また、全国的な就農情報を活用した就農促進を図るため、必要に応じ、全国新規就農相談センター等との連携も行うよう努めるものとします。

（２）援助

青年等の就農促進のために、育成センターは新たに農業経営を営もうとする青年等や、農業法人等への就職を希望する者、青年等を雇用しようとする農業者及びこれらの者の関係者からの就農相談に応じるものとします。

また、都道府県及び育成センターは認定新規就農者への指導・助言を積極的に行うほか、関係機関・団体等の就農促進関係業務等への助言・指導等に努めるものとします。

その際、関係機関・団体等が相互に連携を図りつつ、認定新規就農者に対する助言・指導等の的確な実施が確保されるよう配慮するものとします。

第6 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整等

1 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整

認定農業者又は認定新規就農者への利用権の設定等を促進する仕組みとして、農地等の利用の最適化の推進を主たる使命とする農業委員会が、認定農業者又は認定新規就農者や農用地の所有者からの申出を受けて、農用地の利用関係の調整を行うことによって、農用地利用集積計画作成の前段階で土地利用調整を行う仕組みが制度化されています。

なお、本制度の具体的な運用については別紙6のとおりです。

2 農地中間管理機構による農用地の買入協議

農地中間管理機構による農用地の買入協議は、離農農家や経営転換する農家の所有する優良農地を円滑に認定農業者又は認定新規就農者の規模拡大に結び付けていくために設けられた制度です。

なお、買入協議を行えるのは農地売買等事業を実施する者に限られることに留意が必要です。

本制度の具体的な運用については、別紙6のとおりです。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業

1 特例事業の趣旨

特例事業は、これまで農地保有合理化法人が行ってきた事業のうち、農地中間管理事業として行われないこととなる農地売買等事業、農地売渡信託事業、農地所有適格法人出資育成事業（現物出資を行うものに限ります。）及び研修等事業について、これらの事業がこれまで農地の利用集積に一定の役割を果たしてきており、今後も地域によっては役割を果たしうることを踏まえ、農地中間管理機構の組織・機能を活かして、引き続きこれらの事業を実施することができるよう措置するものです。

2 特例事業の運営に当たっての留意点

特例事業の運営に当たっては、以下に掲げる点に留意することとします。

- (1) 農地中間管理機構は、その位置付けられている基本方針に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業を行うこと。
- (2) 農地中間管理機構は、行政機関、農協系統組織、農業委員会組織、普及指導センター等関係機関・団体との協調に努めること。
- (3) 都道府県知事は、特例事業について随時その実態の把握に努め、農地中間管理機構に対し適切な指導と助言を行うとともに、必要に応じて法に基づく監督措置を講ずること。

3 事業規程の承認

農地中間管理機構が特例事業の全部又は一部を行おうとするときは、農地中間管理事業規程とは別に特例事業についての事業規程を作成し都道府県知事がこれを承認する必要があります。

4 特例事業の内容

特例事業の具体的な内容は（１）から（４）までのとおりです。

（１）農地売買等事業

本事業は、農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業です（貸借による権利移転は農地中間管理事業で行うことが可能であるため、特例事業では農用地等の借受けは対象にしていません。）。なお、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するために、農業用施設の用に供される土地も当該事業の対象としています。

（２）農地売渡信託等事業

本事業は、売買差損の発生のため農地の売買による事業では対応しにくい農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業です。

（３）農地所有適格法人出資育成事業

本事業は、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいいます。以下同じです。）の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るため、農地所有適格法人に対して農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農地所有適格法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業です。

（４）研修等事業

本事業は、農地中間管理機構が農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業です。

5 信託法の特例

農地売渡信託等事業の実施に当たり、信託法（平成18年法律第108号）の適用上必要な特例措置が講じられています（法第11条による農地中間管理事業の推進に関する法律の読み替え。）。

6 支援法人

特例事業を行う農地中間管理機構の活動を支援していくために、支援法人が法律上位置付けられています。

支援法人の業務は、農地中間管理機構に対する債務保証、資金の貸付け及び助成等が定められています。

農地中間管理機構は、支援法人が行うこれらの支援を活用し、特例事業の積極的な展開を図っていくこととしています。

7 他の事業との調整

特例事業は、その位置付けられている基本方針に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に即し、かつ農業構造の改善に資するための次に掲げる事業との連携・調和を図りつつ実施するものとします。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地中間管理事業
- (3) 農業者年金基金の行う農地等の借受け及び貸付けの事業
- (4) 農作業受託を促進する事業
- (5) 農用地等の簡易な条件整備事業
- (6) 交換分合、換地処分を伴う土地改良事業その他特例事業の実施地域内における農地保有の合理化に資するために行われる農用地等の権利の移動又は農業用施設等の取得に関する事業

8 国への報告

- (1) 都道府県知事は、法第8条第1項の規定により事業規程を承認したときは、速やかに当該承認書の写しにその他必要な書類の写しを添えて、その旨を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じです。）に報告するものとします。
- (2) 都道府県知事は、年度開始後速やかに当該都道府県下の農地中間管理機構が行う事業に係る当該年度の事業計画を地方農政局長に提出するものとします。また、前年度の事業実績については、年度開始後3ヶ月以内に前年度末の財務諸表を添えて地方農政局長に報告するものとします。
- (3) 都道府県知事は、事業規程の承認の取消を行った場合には、当該取消通知書の写し、取消事由及び当該農地中間管理機構が特例事業の実施により買入れをした農用地等を保有している場合におけるその処分についての所見を添えて、その旨を速やかに地方農政局長に報告するものとします。

第8 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第3項各号に定める利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で実施すること
- ② 都市計画法第7条に規定する市街化区域内では、市街化調整区域等の市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除いて、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙7のとおりです。

第9 利用権設定等促進事業

1 利用権設定等促進事業の趣旨

利用権設定等促進事業は、市町村が農業委員会等の関係機関・団体と協力して、農用地の出し手の掘り起こし活動を行い、掘り起こされた農用地を効率的かつ安定的な農業経営に結び付けていくことにより、農用地の権利移動の円滑化と方向

付けを図る事業です。

なお、利用権設定等促進事業を推進する上での留意事項は、別紙８のとおりです。

２ 利用権設定等促進事業の具体的な内容

（１）利用権設定等促進事業の対象となる土地の定義

- ① 法第４条第１項第１号の「農用地」は、農地法第２条第１項に規定する「農地」及び「採草放牧地」のことです。
- ② 法第４条第１項第２号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」は、いわゆる「混牧林地」と呼ばれる土地で、林業的土地利用と畜産的土地利用との両立を図る土地のことです。
- ③ 法第４条第１項第３号の「農業用施設の用に供される土地」は、いわゆる「農業用施設用地」と呼ばれている土地であり、農業用施設とは、
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地又は混牧林地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物乾燥・調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納・修理施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設をいいます。

なお、アの用に供される土地については、一般に農用地等の附帯地として利用権の設定等が行われることが多いものと考えられますが、土地改良区等が当該土地のみについて又は開発して当該土地にすることを目的として利用権の設定を受ける場合も考えられますので、それぞれの場合に応じて農用地等の附帯地又は独立の農業用施設用地として取り扱うこととしたものです。

（２）利用権の設定等を受ける者について

利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定等を受けることを希望する者に対しては、極力、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用することを促してください。

なお、利用権の設定等を受ける者は、農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。

- ① 法第１８条第３項第２号イ及びロの要件は、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成１２年６月１日付け１２構改Ｂ第４０４号農林水産事務次官依命通知）の別紙１の第３の３（耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用していると認められるかの判断基準）及び５（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかの判断基準）に準じて運用することとなります。
- ② 農地所有適格法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農地所有適格法人の構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、法第１８条第３項第２号イ及びロの要件の適用が除外されています。

また、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の活用の推進に資するた

め、農地所有適格法人の構成員が農地中間管理機構に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合であって、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行う見込みが確実であるときも、法第18条第3項第2号イ及びロの要件の適用が除外されています。

なお、本特例の対象となる農地所有適格法人の構成員については、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限定されていますのでご注意ください。

ア 特例の適用を受けるための要件等

農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受けるためには、当該利用権の設定等が次の全てに適合する必要があります。

(ア) 利用権の設定等を受ける者が現に農地所有適格法人の組合員、社員又は株主であり、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、又は農地中間管理機構に利用権の設定を行うものであること。

(イ) 利用権設定等促進事業を通じて利用権の設定等を受け、かつ、農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、又は農地中間管理機構に利用権の設定を行うこと。

(ウ) 利用権の設定等を受けた土地の全てについて、農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、又は農地中間管理機構に利用権の設定を行うこと。

(エ) 農地中間管理機構に利用権の設定を行う場合にあっては、当該農地中間管理機構が利用権の設定を受ける土地の全てについて農地所有適格法人に利用権の設定を行う見込みが確実であること。

なお、農地所有適格法人は法第18条第3項第2号の要件を満たすものでなければなりません。

イ アの(イ)及び(ウ)を担保するため、構成員が受ける利用権の設定等と、構成員が農地所有適格法人に対して行う利用権の設定等又は構成員が農地中間管理機構に対して行う利用権の設定は同一の農用地利用集積計画において行う必要があります。

また、アの要件について慎重な審査を行うことと併せて、この特例が、農地所有適格法人の構成員が資産保有の目的のために農用地を取得するといったこと等に悪用されないように留意する必要があります。

- ③ 市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人が、地域の農用地の利用調整や研修等の主体としての役割を担うことを可能とするため、次に掲げる場合のために利用権の設定等を受ける場合には、法第18条第3項第2号イ及びロの要件の適用が除外されています。

なお、農地中間管理機構も同趣旨の事業を実施できますので、農地中間管理機構と調整を図り、地域の実情に応じた適切な役割分担の下に、実施してください。

ア 市町村、農業協同組合又は一般社団法人・一般財団法人（次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものに限る。イにおいて同じ。）のうち、担い手への農地集積を図る目的で農用地等を買入れる事業を継続的に実施している者が、同目的で農用地等を買入れて、売り渡し又は交換する（売渡し又は交換までの間、一時的に貸し付けることを含む。）ために所有権の移転を受ける場合

(ア) 一般社団法人 市町村が社員となっているもので、その有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協

同組合の有する議決権を含む。) の数が議決権の総数の過半を占めること。

(イ) 一般財団法人 市町村が基本財産の拠出者となっているものでその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めること。

イ 市町村、農業協同組合又は一般社団法人・一般財団法人のうち、利用権の設定等と併せて行う新規就農者向けの研修を継続的に実施している者が、当該事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合

(3) 設定され又は移転される利用権の種類

- ① 利用権設定等促進事業の実施によって設定され又は移転される利用権の種類は、(ア)農業上の利用を目的とする賃借権、(イ)農業上の利用を目的とする使用貸借による権利、(ウ)農業経営の受託により取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受委託に係る使用収益権」といいます。）です。
- ② 経営受委託に係る使用収益権とは、使用貸借による権利又は無名契約ないし混合契約による権利と考えられますが、その場合の農業経営の受委託の内容は、(ア)受託農業経営の主宰権並びに生産物の所有権及び処分権は受託者に帰属し、(イ)受託農業経営に係る損益は委託者に帰属する（すなわち、受託農業経営に係る危険負担は委託者が負う。）ものです。
- ③ 利用権設定等促進事業の実施による権利移動の内容について、地域の農業及び土地利用の実態からみて、(ア)利用権の移転、(イ)経営受委託に係る使用収益権の設定、(ウ)混牧林地又は開発して農用地とすることが適当な土地に係る利用権の設定等が見込まれない場合には、基本構想上これらに係る事項を省略して差し支えありません。

3 農用地利用集積計画の作成

農用地利用集積計画は、農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の貸借等を集団的に行うために、市町村が同一の計画書において個々の権利移動をまとめ、集団的に貸借等の効果を生じさせるものです。

このため、農用地利用集積計画の作成に当たっては、人・農地プラン等の地域協議の場で合意された農地の集約化に関する将来方針の内容も参酌し、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用することが適当です。

(1) 農用地利用集積計画に係る申出

市町村は、農用地利用集積計画の作成に当たっては、あらかじめ、市町村の区域内にある農用地につき所有権又は使用収益権を有する者及び利用権設定等促進事業の実施によって利用権の設定等を受けることを希望する者からの利用権の設定等を行いたい旨又は利用権の設定等を受けたい旨の申出を取りまとめるよう努めてください。この場合において、農業委員、推進委員（農業委員会法第17条第1項に規定する推進委員をいいます。以下同じです。）又は集落段階で農業経営基盤強化促進事業の推進に当たる者の協力を得てその申出を取りまとめることが適当です。

なお、市町村の区域内に耕作放棄されている農用地又は利用度の低い農用地で、有効利用を図ることが相当と認められるものがあるときは、市町村は、利

用権の設定等を行いたい旨の申出をするよう、その農用地につき所有権又は使用収益権を有する者に勧奨することが適当です。

(2) 農用地利用改善団体、農業協同組合等からの農用地利用集積計画についての作成の申出

① 農用地利用改善団体からの申出

農用地利用改善団体がその構成員の農用地の利用関係の改善を図るため、農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出た場合には、市町村は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

② 農業協同組合からの申出

農業協同組合は、農用地利用集積計画作成を申し出る過程で、①自らが土地利用の調整の主体となって調整を行う場合と、②その組合員の組織する集団等による自主的な農用地の利用関係の改善のための取組の結果をくみ上げて土地利用の調整を行う場合などが考えられます。

地域の農業者等による自主的な農用地の利用関係の改善のための取組を助長する観点から、農業協同組合は、地域の実情に応じて①と併せて②を積極的に推進することが適当と考えます。

③ 土地改良区からの申出

土地改良区が換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出た場合には、市町村は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

この場合、土地改良区は、換地処分を待つまでもなく、工事の施工中であっても換地予定地が一時利用地として指定された場合には、従前の土地に対する利用権の設定等のための調整を積み重ね、その成果を農用地利用集積計画を通じて換地処分後の農用地利用に引き継いでいく取組を促進することが必要です。

(3) 農用地利用集積計画についての土地の権利を有する者の同意

① 農用地利用集積計画は、利用権の設定等が行われる土地ごとに、利用権の設定等を受ける者並びに利用権の設定が行われる土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていなければならないこととされています。

したがって、対象土地に所有権以外の使用収益権が設定されていない場合には当該土地について利用権の設定等を受ける者及び当該土地の所有者の同意で足りますが、対象土地に所有権以外の使用収益権が設定されている場合には当該土地について利用権の設定等を受ける者並びに当該土地の所有者及び所有権以外の使用収益権を有する者の全ての同意を得なければなりません。その上で、農業委員会に諮り決定を経なければなりません。この場合、抵当権者等の担保物権者は不動産質権者を除き土地についての使用収益権を有する者ではないので、その同意は要しません。

② なお、法第18条第3項第4号は「土地ごとに」同意が得られていることが必要である旨規定していますが、これは権利移動の対象となる土地につき権利を有する者以外の者の同意をとる必要はないので、疑義のないように明文

化したものです。

(4) 農用地利用集積計画の公告等

- ① 農用地利用集積計画の公告により同計画に定める利用権の設定等に係る法的効果が発生します。
- ② 市町村は、様式第3号により、農用地利用集積計画を定めた旨及び当該農用地利用集積計画の内容（規則第17条に規定する農業経営の状況を除きます。）について、公報への掲載、掲示板への掲示、ホームページへの掲載その他の適切な方法により公告することが必要です。
- ③ 市町村は、②により公告した農用地利用集積計画に係る（3）の①の同意者の中に当該市町村内に住所を有しない者がいるときは、公告後速やかに当該者に対し公告した農用地利用集積計画の内容を付してその旨を通知することが必要です。
- ④ 市町村は、農用地利用集積計画によって設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に利用権の設定等に係る当事者に対し利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、次期農用地利用集積計画を作成するため、十分な時間的余裕をもって、（1）、（3）並びに（4）の②及び③までの手続を進めることが必要です。
- ⑤ 市町村は、農用地利用集積計画書を市町村の主たる事務所に備え置き、利用権の当事者等の必要に応じ、その閲覧に供することが必要です。
- ⑥ 所有権の移転の効力を対価の支払いに係らしめている場合は、市町村は、公告があった農用地利用集積計画の所有権移転に係る対価の支払期限後遅滞なく、対価の支払いを確認する必要があります。

(5) 農用地利用集積計画の作成の詳細については、別紙9のとおりです。

4 農用地利用集積計画の取消し

- (1) 農用地利用集積計画の作成は、これを公告することにより特定人の権利義務を具体的に決定することとなることから、行政処分にあたると解されます。したがって、法令に定める要件又は手続に違反した作成又は公告が行われた場合には、その行政処分は、いわゆる瑕疵ある行政処分であり、市町村はこれを取り消すことが必要です。
- (2) また、利用権の設定等に係る土地が正当な事由なく公告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供されていない場合等で詐欺その他の不正な手段により当該農用地利用集積計画を作成させたと認めるときは、市町村は、当該土地に係る農用地利用集積計画を取り消すことができます。
- (3) この場合において、農用地利用集積計画の取消しは、市町村が、その取消しの公告をすれば足りますが、取扱上は要件違反等について、農業委員会の同計画を取り消す旨の決定を経て行うことが適当です。

(4) 農用地利用集積計画の取消しの詳細については、別紙9のとおりです。

5 利用権の設定等を受けた者に対する勧告

市町村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。

- (1) その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいいます。以下同じです。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

6 農地法等の特例

農用地利用集積計画による利用権の設定等に関しては、利用権の設定等を促進する観点から、次のとおり農地法及び農振法の特例が設けられています。

- (1) 農用地利用集積計画によって農用地について利用権の設定等が行われている場合（転用のため利用権の設定等が行われる場合を除きます。）には、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しません。
- (2) 農用地利用集積計画については、利用権設定等が行われる農用地について所有者及び所有者以外の使用収益権を有する者の全ての同意を得なければならないとされていますが、相続等により共有状態となる農用地の増加が見込まれる中で、利用権設定等促進事業の円滑な実施により農用地の有効利用を図るため、共有農用地における農用地利用集積計画の策定に係る共有者の同意について、存続期間が20年以内の利用権の設定又は移転については、共有持分を有する者の過半の同意でよいとされています。
- (3) 農用地利用集積計画によって農用地について設定され、又は移転された利用権に係る賃貸借については、農地法第17条本文の規定にかかわらず、その当事者が、その期間の満了の1年前から6月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしなくても、従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借をしたものとはみなされません。
- (4) 法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を適正に利用していないと認められる場合の賃貸借の解除は、農地法第18条第1項第6号の規定に基づきあらかじめ農業委員会に届け出て行う場合は、同項の許可は要しません。
- (5) 農用地利用集積計画によって農用地について転用のための利用権の設定等が行われる場合には、農地法第5条第1項の許可を受けることを要しないとともに、農用地利用集積計画によって転用のため設定され、又は移転された権利に

係る農地を当該計画に定める利用目的に供するときは、農地法第4条第1項の許可を要しません。

(6) 農用地利用集積計画によって農用地区域内の土地について開発行為をするため利用権の設定等が行われた場合において、当該土地を農用地利用集積計画に定める利用目的に供するときは、農振法第15条の2第1項の許可を要しません。

(7) 農用地利用集積計画によって土地について利用権の設定等が行われる場合は、土地売買等の契約の締結には該当しないので国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第14条第1項の許可及び第23条第1項の届出は不要です。

7 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第23号）の施行に伴い、法が改正され、法第18条第2項第2号に規定する土地のうちに、同条第3項第4号ただし書に規定する土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」といいます。）であっても、共有持分を有する者の一人がいれば、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）を農業委員会が探索を行い、公示の手続を経て、農地中間管理機構に貸付けを行うことが可能になりました。この手続については別紙10のとおりです。

8 登記事務の処理等

法第21条の規定に基づく登記事務に関しては、一般的に、農業委員会の取組体制の整備の状況に応じ農業委員会が処理することが適当です。

なお、利用権設定等促進事業の実施に関する事務を農業委員会が処理する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の委任を行うことが適当と考えます。

9 土地改良事業等との調整

(1) 市町村は、土地改良区の地区内その他土地改良事業が実施されている地域内の土地を含めて農用地利用集積計画を作成しようとする場合には、あらかじめ、関係土地改良区と協力して当該土地に係る所有者、当該土地改良事業の参加資格者及び当該土地につき新たに利用権設定又は移転を受けようとする者との間で十分協議を行わせ、当該利用権の設定又は移転後における当該土地改良事業の参加資格者の確定が円滑に行われるよう努めることが必要です。

(2) このため、市町村は、農用地利用集積計画の作成に当たり、当該土地改良事業が実施されている地域内の土地につき利用権又は所有権を有する者からの申出があったときは、土地改良区の組合員（当該土地改良事業の参加資格者）等から関係土地改良区に対し、確実に情報提供が行われるよう措置することが重要です。

(3) また、関係者間による話合いの結果、利用権の設定を受ける者が土地改良事業の参加資格者となることとなった場合、当該者及び当該利用権設定に係る土地の所有者は、法第19条に基づく農用地利用集積計画の公告後遅滞なく土地改良法

（昭和24年法律第195号）第43条の規定に基づく土地改良区に対する資格得喪通知を行う必要があります。

- （4）一方、土地所有者が土地改良事業の参加資格者となることとなった場合、当該土地所有者は、当該公告後遅滞なく土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく農業委員会の資格交替の承認を得る必要があります。
- （5）これらの手続が適切に行われるためには、市町村は、土地改良区の地区内その他土地改良事業が実施されている地区内の土地を含む農用地利用集積計画の公告を行ったことについて、関係土地改良区に対して連絡することが重要です。要があります。

10 関係機関による協力

- （1）利用権設定等促進事業の実施に当たっては、市町村は、効率的な事業の実施が図られるよう農業委員会と協力し、推進体制を構築することが必要です。
- （2）農業委員会ネットワーク機構の協力
 - ① 法第22条の農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第44条第1項に規定する農業委員会ネットワーク機構をいいます。以下同じです。）の資料提供等の協力は、効率的かつ安定的な農業経営を実現するために市町村の範囲を超えて規模拡大を行おうとする者、新規に就農しようとする者等の利便に資するため、農業委員会ネットワーク機構がこれらの者からの要望等を受けた農業委員会に対し、他市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等の資料及び情報の提供、農業委員会間の連絡等の協力を行い、市町村を超える広域の農用地の利用関係の調整の円滑化を図ろうとするものです。
 - ② 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構は、農業委員会ネットワーク機構の役割が十分に発揮できるよう、関係資料の提供等に配慮することが必要です。

第10 農用地利用改善事業について

1 趣旨

農用地利用改善事業とは、一定の地縁的なまとまりのある地域において、地域内の農用地に権利を有する者の2／3以上の者によって組織された農用地利用改善団体が、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地を集積し、担い手の育成・確保を図ろうとするものです。

2 農用地利用規程の作成

（1）農用地利用規程の作成

農用地利用改善団体は、地域における話し合いを通じて、農用地利用改善団体の準則となる農用地利用規程を定め、市町村から認定を受けることができます。当該規程に定める事項は次のとおりです。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ② 農用地利用改善事業の実施区域

- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙11に掲げるとおりとします。

(2) 特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙11のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

- ① 特定農業法人等の名称及び住所
- ② 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事業

なお、各事項の具体的な内容は別紙11に掲げるとおりとします。

(3) 特例農用地利用規程の内容

農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められる地域においては、農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特例農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

特例農用地利用規程の有効期間中は、その区域内の農用地について当該特例農用地利用規程に定めた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者への権利の移転や、農用地区域からの除外が制限される一方、農地中間管理機構に譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例措置が設けられております。

特例農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定める必要があります。

- ① 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- ② 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の利用に関する事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙12に掲げるとおりとします。

3 農用地利用規程の認定

- (1) 農用地利用規程の認定を受けようとするときは、様式第4号により申請書1通及びその写し1通に所要の添付資料を添えて農用地利用改善事業の実施区域

を管轄する市町村に申請します。

- (2) 市町村は、農用地利用規程の認定をしようとするときは、農業委員会及び実施区域を地区とする農業協同組合の意見を聴くものとされていますが、これらを含む地域農業再生協議会や第三者組織の意見を聴くことが適当です。
- (3) 市町村は、農用地利用規程を認定したときは、様式第5号によりその旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市町村の公報に掲載し、又は市町村の掲示板に掲載することその他所定的手段により公告するとともに、様式第6号により認定した旨を当該団体に通知してください。
- (4) 特定農用地利用規程の認定要件は、法第23条第3項各号及び同条第6項各号に掲げられているとおりですが、同条第6項第1号の中の「相当部分」とは、特定農業法人にあっては、その区域内の農用地面積（当該地区内に認定農業者がいる場合は、当該認定農業者が集積する面積を除きます。）の過半を、特定農業団体にあっては、3分の2をいいます。
- (5) 特例農用地利用規程の認定要件は、法第23条第3項各号に掲げる要件のほか、法第23条の2第4項各号に掲げる要件を満たす必要があります。

4 特定農用地利用規程及び特例農用地利用規程の有効期間及び延長

- (1) 特定農用地利用規程の有効期間は5年と規定されていますが、特定農業法人等の同意を受け、市町村の承認を受けた場合は、5年を超えない範囲内で有効期間を延長できることとされています。市町村は、農用地の利用の集積の目標の達成状況等を勘案して承認を行うものとしますが、特定農業団体を定めた農用地利用規程についての延長承認は、農業経営を営む法人となることができなかったことにつきやむを得ないと認められる事由がある場合等に限定することが適当です。
- (2) 特例農用地利用規程の有効期間は5年と規定されており、有効期間を延長できることとはされておりません。なお、再度区域内の農用地の所有者や受け手となる認定農業者等の同意を得て、同一の区域内で特例農用地利用規程の認定を受けることは可能です。

5 農用地利用規程の変更及び取消し

- (1) 市町村は、農用地利用規程の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が農用地利用規程の認定要件を満たしているかどうかを審査します。ただし、特定農業団体が、農業経営を営む法人となる場合、組織変更前後で、構成員に同一性が認められ、当該農業経営を営む法人の組合員、社員又は株主の過半が、当該農業経営を営む法人に組織変更する前の特定農業団体の構成員により占められていれば、変更の認定は不要です。
- (2) 市町村は、次に掲げる事由に該当する場合は、認定を取り消すことができますが、この取消しを行う前に当該農用地利用改善団体に対し必要な是正措置を講ずるよう十分指導することが適当です。

- ① 市町村が認定した農用地利用規程（変更があった場合には変更の認定又は届出後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないこと。
- ② 農用地利用改善団体が所要の要件を満たさなくなったこと。
- ③ 基本構想が変更され、農用地利用規程が基本構想に適合しなくなったにもかかわらず、遅滞なく変更の認定を受けなかったこと。

6 指導及び助言

- (1) 市町村は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促すものします。
- (2) 市町村は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努めるものとします。

7 認定農業者等に対する利用権の設定等の勧奨等

- (1) 農用地利用改善団体は、捨てづくりが発生している農用地等がある場合には、認定農業者等に当該農用地について利用権の設定や農作業の委託を行うよう勧奨してください。なお、勧奨に当たっては相手方の耕作する意思を十分に確認し、相手方に農地の耕作の意思がなく、勧奨にも応じない場合には、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずることを求めることもできます。
- (2) また、このような農用地がある場合には、その区域内の特定農業法人等は当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、農用地の効率的かつ総合的な利用に努めてください。
- (3) 今後、農業者の世代交代が進む中で、相続による農地の分散化や農地所有者の不在村化が懸念されます。遊休農地の発生防止を含め地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、相続の発生に備え、農用地利用改善団体を中心となって、地域の農用地の利用のあり方を農用地利用規程を活用して取り決めておくことが重要なので、この農用地利用規程の策定に当たっては、市町村及び地域農業再生協議会等の農業関係機関・団体が積極的に話し合い活動に参画し、支援を行ってください。

8 農業協同組合法の特例

- (1) 自作地に利用権が設定されたことにより、農業者でなくなった場合は、農業協同組合又は農事組合法人の正組合員たる地位を失うこととなりますが、農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定された場合には、引き続き正組合員たる地位を失わないこととされています。なお、この特例を受けるには、農用地利用改善団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当するとともに、当該農業協同組合又は農事組合法人の定款で定めるものに限りです。

また、「当該農業協同組合又は農事組合法人の定款で定めるもの」の内容は、

告示の１の趣旨に即したものであることが必要です（別紙11参考）。

- （２）法第23条第１項の認定を受けた農事組合法人は、農用地利用改善事業を行うことができることとされていますが、この特例は、農業協同組合法第72条の10第１項第１号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を行う農事組合法人を対象としています。

９ 土地改良法の特例

農用地利用改善団体たる農事組合法人は、土地改良法の特例として、同法の定めるところにより土地改良事業を行うことができることとされています。

なお、この農事組合法人が行い得る土地改良事業とは、土地改良法第２条第２項各号に掲げる土地改良事業の全てです。

10 税制の特例

認定を受けた特例農用地利用規程の区域内の農用地の所有者の申出に基づき、農地中間管理機構が当該農用地を買い入れた場合には、譲渡所得から2,000万円を特別控除する特例措置が設けられています。

本特例を受けるためには、「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）第1の3に基づき、確定申告書類と併せて必要な証明書類を所轄の税務署に提出する必要があります。

第11 法人化の推進等

農業を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保や雇用の安定の面でもメリットのある法人経営体を拡大していくことが重要です。このようなことから、国及び地方公共団体は、複数の個人経営や集落営農の法人化、将来法人化することを目指す集落営農の組織化、企業の農業参入等を推進するとともに、農業法人が規模拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくなどの措置を講ずるよう努めるものとします。

これらの取組に当たっては、法人化のメリット等を丁寧に説明するとともに、組織や経営体の実情に応じた支援策を講じて進めてください。

第12 無利子貸付制度

法附則第8項の国の利子補給制度は、ほ場整備事業等の実施を契機として担い手への農用地の利用集積を促進するため、特定の土地改良事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）が行う無利子の貸付けについて、国が当該貸付けに関する利子補給契約を公庫と結ぶことができるものです。なお、本制度の運用については経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）及び経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）により定められています。

第13 推進体制等

1 市町村における推進体制

農業経営基盤の強化を促進するための措置が効果的に実施されるためには、関係農業者等の農用地の利用あるいは経営の改善に関する意向に即しつつ、その改善のための調整が関係農業者等の主体的な参加の下に進められることが重要です。このため、市町村は、地域農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、育成センター等の関係機関・団体等と連携して、基本構想の内容について検討するとともに、農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施及びその推進方策について協議してください。

2 都道府県における推進体制

都道府県は、基本方針の策定、農地中間管理機構が行う特例事業の実施、農業経営基盤強化促進事業の推進等について、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2に規定する都道府県農業再生協議会をいいます。）、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業公社、育成センターその他の関係機関・団体が一致協力して取り組めるような体制の整備を図ってください。

第14 認定農業者等に関する情報の利用又は提供

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）では、国の行政機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。各地方公共団体で制定されている個人情報保護条例においても、同様の取扱いとされていることが一般的です。

この点について、法第30条の2の規定は、各機関において認定農業者及び認定新規就農者に関する個人情報の目的外利用及び外部提供を行うに当たっての法律・条例上の根拠を設けるものです。

このことを踏まえ、各機関においては、法第30条の2の規定に基づく認定農業者等に関する情報の提供依頼があった場合には、適切に対応してください。

附則

（令和元年11月1日付け元経営第1597号）

- 1 この通知は、令和元年11月1日から施行します。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附則

（令和2年3月31日付け元経営第3193号）

この通知は、令和2年4月1日から施行します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針

都道府県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について記述します。

併せて、このような農業経営の育成と関連し、新規就農者数の確保目標を記述するとともに、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とします。基本方針はおおむね5年ごとに定めることとされていますが、目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業経営開始から5年後に達成すべき目標として示すものとします。この場合、当該目標の認定について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき水準に対する割合で示す等工夫をすることが可能です。

第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

- 1 育成すべき農業経営の指標として、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個別経営体、組織経営体別）に記述するものとします。
- 2 営農類型については、地域において展開している主な営農類型について示すものとし、単一経営のみならず代表的な複合経営、集約的な施設型農業経営等の営農類型についても記述するものとします。
- 3 本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。
(1) 「農業経営の規模」については、目標とすべき年間所得及び年間労働時間を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるため、経営全体の面積規模だけでなく、各部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

また、農地の規模拡大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：「特定作業受託」とは、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。

- (2) 「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、必要に応じて導入の可能性の高い先進的技術や生産に関する認証制度、有機農業等の取組を示すことも可能です。

その全ての技術内容（資本装備、作付体系等）について記載する必要はありませんが、規模とともに農業経営の態様を示す重要な指標である集約度に関連するので、経営の集約度に影響を及ぼす技術的要素等については記載してください。

- (3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

- (4) 「農業従事の態様」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき農業従事の態様の指標として、例えば、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減、労働災害に関する補償、年金制度に関すること、休日制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。

- (5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（組織経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 1 青年等が目標とすべき所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標として、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業経営の態様等に関する指標を経営形態別（個別経営体、組織経営体別）に記述するものとします。
- 2 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

- 3 青年等が役員の過半数を占める法人（組織経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、農業経営で生計が成り立つ水準のものとなるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業経営の態様等に関する指標を示すものとします。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合をおおむね10年後を見通して記述するものとします。この場合に、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

なお、育成すべき経営の数の目標は、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を示す一つの指標とも考えられるので、必要に応じて上記目標と併せて参考として掲げることも有益です。

第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

農業経営基盤強化促進事業の全体の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、青年等の就農促進の推進方策について記述し、併せて事業の推進に関連した都道府県段階の推進体制の整備、普及指導センター、育成センター等都道府県内の指導機関の位置付けと役割について記述してください。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等を記述してください。

なお、当該法人が実施する特例事業の事業実施地域の全域で特例事業が活用されるよう配慮するとともに、農地中間管理事業による貸借による農地集積・集約化の取組を阻害しないように留意して事業を実施してください。

(別紙 2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と同様に記述するものとしますが、その地域において目標とする姿がより具体的に示され、農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等や関係団体等にわかり易いものとなるよう配慮する必要があります。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、基本的には、目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。
- 3 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において経営の指標として示すものとします。

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において経営の指標として示すものとします。

第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目

標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」と同様に記述するものとします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

市町村全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について具体的に記述することとします。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件、利用権の存続・残存期間に関する基準、借賃の算定基準、支払方法等利用権の設定等の内容を記述します。

併せて同事業の実施に関し必要な事項として、開発を伴う場合の措置、農用地利用集積計画の策定期限、申出及び要請、農用地利用集積計画の作成、農用地利用集積計画の内容、農用地利用集積計画についての同意、公告、公告の効果、利用権の設定等を受けた者の責務、紛争の処理、これらに関する農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方等について記述します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の実施を促進するための方策、農用地利用改善事業の実施区域の基準、農用地利用改善事業の内容、農用地利用規程の内容、農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含みます。）、農用地利用改善団体に対する指導・援助等を記述します。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農作業の受委託の促進、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等を記述します。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

後継者対策、青年の新規就農者の増加に向けた対策や農村女性が能力を十分発揮していくための条件整備の方針等を記述します。

なお、青年の新規就農者の増加に向けた対策については、基本方針に定める青年等の就農促進に関する基本的な方向や農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に規定する新規就農者に対する対策を参酌して記述することが望ましいと考えます。

(別紙 3)

農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い

第 1 関連事業者等の取扱い

- 1 関連事業者等とは、例えば、農畜産物を安定的に購入する食品加工業者及びスーパーマーケット、農作業の受委託契約を締結した者、農地所有適格法人に対して労働力を提供する派遣契約を締結した法人、農業生産資材の販売会社、農産物運送業者やライセンス契約する種苗会社等が該当します。
- 2 関連事業者等が「当該農業経営の改善のために行う措置」とは、その経営の財務基盤の強化を図るために行われる出資又は資金の融通のほか、関連事業者等との間における取引関係又は役員の兼務を通じて行われる生産技術や経営技術の提供など農業経営の合理化や安定発展等が見込まれる措置が該当します。

第 2 農地法の特例措置

1 関連事業者等による出資の特例措置（法第14条第 1 項）

（1）特例措置の適用を受ける者

法第14条第 1 項の特例措置は、農地所有適格法人が作成し、市町村等の認定を受けた経営改善計画に従って関連事業者等が出資を行う場合に適用されるものであり、その対象となるのは、当該計画に記載された関連事業者等及び当該農地所有適格法人（認定後に新たに農地等の権利を取得し農地所有適格法人となると見込まれる者を含みます。）です。

（2）出資により議決権を保有できる範囲

本特例措置の適用対象となる関連事業者等のうち耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人については、農地所有適格法人の構成員として必須となる常時従事者（農地法第 2 条第 3 項第 2 号ホ）の保有する議決権を除き、その割合について制限を受けずに出資することが可能です。

また、これ以外の者が経営改善計画に従って出資する場合にあっては、その保有できる議決権の割合は、当該関連事業者等を含む農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者以外の者の議決権の合計が全体の 2 分の 1 未満となる必要があります。

2 関連事業者等による役員兼務の特例措置（法第14条第 2 項）

（1）特例措置の適用に係る要件

法第14条第 2 項の特例措置は、子会社である農地所有適格法人が作成し、市町村等の認定を受けた経営改善計画に従って、当該子会社の親会社である関連事業者等の役員が、当該子会社の役員として兼務する場合において、当該子会社に適用されるものであり、その具体的な要件は次のとおりです。

- ① 親会社である関連事業者等が、1 の出資の特例措置により、当該子会社の議決権の過半を有していること（則第14条第 1 項第 3 号本文）
- ② 親会社である関連事業者等が、法第12条第 1 項の認定を受けた農地所有適格法人であること（則第14条第 1 項第 3 号本文）

- ③ 当該子会社の役員として兼務する役員（以下「兼務役員」といいます。）が、親会社である関連事業者等の行う農業に常時従事する者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいいます。）であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること（則第14条第1項第3号イ）
- ④ 兼務役員が、当該子会社の行う農業に年間30日以上従事すること（則第14条第1項第3号ロ）

（２）留意事項

- ① 経営改善計画の認定の際に、次の点につき、子会社である農地所有適格法人に説明を行う必要があります。
 - ・ 兼務役員の農業従事日数については、法第12条第1項の認定申請時及び農地法第6条に規定する農業委員会への報告時に記載することが必要であること。
 - ・ 後日、農業委員会、市町村等から農業従事日数の根拠を求められた場合に提示できるよう、兼務役員の従事日数を示す日報や会議録等を作成しておく必要があること。
- ② 兼務役員は、子会社である農地所有適格法人の株主である必要はありません。

3 農地所有適格法人要件の遵守

本特例措置の適用を受けようとする農地所有適格法人は、経営改善計画の認定の有効期間経過後に農地所有適格法人要件を欠くこととならないよう留意する必要があります。

4 経営改善計画の認定の取消しが行われた場合

経営改善計画の認定の取消しが行われた場合には、通常の農地所有適格法人における議決権の割合や、役員の農業常時従事日数についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が農地所有適格法人の要件を欠くに至る場合には、他の構成員への議決権の譲渡又は減資、役員の農業従事日数の引上げ等を行うよう、農業委員会は、認定の取り消しを行った市町村等と連携して当該法人を指導する必要があります。

また、農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第7条の規定による農地等の買収の対象となります。

(別紙 4)

農業経営改善計画の認定基準

第 1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

- (1) 申請された経営改善計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。
- (2) 経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。
- (3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、認定するものとします。
- (4) 申請された経営改善計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、認定申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って農業経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。
- (5) 認定申請者が農畜産物の生産のみならず、加工・販売や6次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。
なお、目指すべき所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び6次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。
- (6) 農業経営の様態が多様化していることを踏まえ、基本構想に適合するかの判断は所得水準による判断のみで十分とします。なお、基本構想に設定されているか否かに関わらず、経営の改善・発展に向けた取組として、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等について、経営改善計画に記載することができます。

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできません。
ただし、法人化を目指す農業生産組織等が法人化の計画を含んだ農業経営改

善計画を提出し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合には、これを認定対象とすることができます。

また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。

- (2) 農業者が集落営農に構成員として参加し、権原を有する農地の全てを供した場合には、
 - ① 当該農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、
 - ② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものと取り扱います。
- (3) 申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。
- (4) 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1（4）の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。
- (5) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、
 - ① 申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。
 - ② 将来的に経営を円滑に後継者へ継承するため、経営の一部を後継者に任せる等の理由による場合であれば、経営規模を縮小する場合であっても、基本構想の水準を上回っていることを前提として、基本構想に照らして適切であると判断することができます。

第2 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

認定申請者が作成する経営改善計画は、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである必要があります。当該認定基準に該当すると認められない場合として、例えば、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しないなど、農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない場合があります。

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること

経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

2 経営改善計画に関連事業者等が農地所有適格法人に出資をする計画が含まれる場合

農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除きます。以下2において同じ。）からの出資が含まれる場合、農地所有適格法人の農業経営の安定性を確保するため、次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

- (1) 当該出資が農地所有適格法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。
- (2) 当該関連事業者等有することとなる議決権は、当該関連事業者等を含む農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の議決権の合計が全体の2分の1以上とならないこと

なお、(1)の審査に当たっては、関連事業者等が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し、財務諸表その他市町村等において必要と認めた資料の提供を求め、当該法人の事業の内容や財務状況の健全性等について審査する必要があります。

3 経営改善計画に関連事業者等の役員を兼務させる計画が含まれる場合

- (1) 子会社である農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（親会社である農地所有適格法人に限ります。以下3において同じ。）の役員を自社の役員として兼務させることが含まれる場合、別紙3の第2の2の(1)の要件を満たすことが必要です。
- (2) 要件の確認に当たっては、関連事業者等が申請に係る市町村等以外の市町村等により経営改善計画の認定を受けている場合には、当該市町村等及び農業委員会と連携し、これらの事実関係を確認する必要があります。

また、認定を行う際には、当該認定に係る農地所有適格法人に対し、兼務役員の農業従事日数を日報や会議録等に記録しておくよう周知することが適当です。

第4 その他

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、その庁舎で閲覧に供し、又は市町村広報や市町村ホームページに掲載する等適切な方法により公開してください。
- 2 経営改善計画の達成が確実と見込まれ、かつ、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれるにもかかわらず、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用は適切さを欠くことから、このような画一的な運用は速やかに廃止し、適切な運用を行ってください。

また、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準は、当該基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用になりがちであることから、このよ

うな基準を設けることは控えてください。

- 3 中山間地域等における経営改善計画の認定に当たっては、当該地域の自然的経済的社会的条件や担い手の数等を十分勘案して適切な運用を行うことが重要です。
- 4 市町村等は、経営改善計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容など、農業委員会が行う農地所有適格法人の要件適合性を確保するための事務や、他の市町村等が行う経営改善計画の認定の取消し事務を行う上で必要となる情報を速やかに提供する必要があります。

青年等就農計画の認定基準

第 1 基本構想に照らして適切なものであること

1 農業経営の規模

- (1) 申請された青年等就農計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。
- (2) 青年等就農計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。
- (3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得や経営規模、生産方式その他の指標に関する目標の内容などを踏まえ、認定するものとします。
- (4) 申請された青年等就農計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、就農計画申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売等に取り組む等、就農計画申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。
- (5) 就農計画申請者が農畜産物の生産のみならず、農畜産物の加工・販売や 6 次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、営業利益だけ見るのではなく、交付金等（農業次世代人材投資資金を除く）を含めた収入及び 6 次産業化の取組等による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから、青年等就農計画における青年等の年間農業従事日数については、150 日以上であると見込まれることが望ましいです。
- (2) 認定新規就農者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。
法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人

や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。

- (3) 申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。
- (4) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された青年等就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第2 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること

青年等就農計画における農業経営の目標について、これまでの研修経験、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

特に、これまでの研修経験等を踏まえ、当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しているかという観点で審査を行うこととしてください。

また、経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれるかについても審査を行うこととしてください。

さらに、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業士等）の意見を十分尊重してください。

第3 青年以外の個人が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること

第5の2の3の(1)のイに定める青年以外の個人が効率的かつ安定的な農業経営を営むために有する知識、技能やそれまでに従事した職種、受講した研修・教育等が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであるかどうか審査を行うこととしてください。

第4 その他

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、その庁舎で閲覧に供し、又は市町村広報や市町村ホームページに掲載する等適切な方法により公開してください。
- 2 市町村は、青年等就農計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容について農業委員会等関係者に情報を提供してください。

(別紙 5)

関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供

第 1 認定農業者及び認定新規就農者についての個人情報の取扱い

認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」といいます。）の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例等に基づき、適正に管理することが必要です。

第 2 市町村等が行う情報提供及び情報管理

- 1 市町村等は、経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」といいます。）の認定申請があった場合には、各市町村における個人情報の取扱方法等を説明した上で、認定申請者又は就農計画申請者（以下「認定申請者等」といいます。）から、①氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容等を、関係機関等に対し提供等することについて、あらかじめ同意を得ておくことが必要です。
この場合、経営改善等の認定申請を行う者に対しては、関係機関等との理解と協力が深まること、きめ細かな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることとしてください。
- 2 市町村等は、認定申請者等から同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を未然に防止する観点から、書面により行うことが望ましいと考えます。この場合、書面には、例えば、①情報の利用目的、内容及び利用方法、②通知を行う関係機関等の名称、③経営改善に資する支援等の実施以外の目的や利用方法で使用しないこと等市町村等の遵守事項等を明記しておくことが必要です。なお、同意書については、参考様式 2 の「☐農業経営改善計画☐青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）」を参考にしてください。
- 3 経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、経営改善計画等の取扱いに準じ個人情報を適切に取り扱うことが必要です。
特に経営改善計画等に沿って取組を着実に進めるため、指導・助言等を実施する際には、専門家からの助言等の内容を普及指導センター等の関係機関に提供することも想定されることから、1に規定する同意を得る際に、このことについても同意を得ておくことが望ましいと考えます。
- 4 市町村等が情報提供を行う関係機関等には、農業委員会、農業協同組合、関係市町村、関係都道府県、国、農地中間管理機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金等を含めることとします。
- 5 市町村等は、経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者や、青年等就農計画の有効期間を満了する認定新規就農者から新たな経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、1の規定に準じて個人情報の取扱いに関する同意を得ることが望ましいと考えます。

第 3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報を保護する観点から、認定農業者等に関する情報については適切に管理することとしてください。

農業委員会による農用地の利用調整の取組

第1 農用地の利用関係の調整内容及び留意事項

1 農用地の利用関係の調整の円滑化等

- (1) 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとします。

この「農用地の利用関係の調整」とは、農用地の利用権等の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、関係権利者の同意の取付け等のほか、これに必要な農地情報の収集等の諸活動を指します。

- (2) 農業委員会は、人・農地プラン等の地域の農業者の話し合いを推進し、農用地の出し手・受け手の意向等を把握して出し手・受け手の掘り起こしを行い、認定農業者等への農用地の集積・集約化を図っていく必要があります。

その際、推進委員が、農地等の利用の最適化に果たす役割を十分認識し活動するとともに、市町村、農地中間管理機構と密接に連携を図り、農用地の利用関係の調整を行うものとします。

2 勧奨

周辺の農用地の利用に比べて著しく利用の程度が劣っている農用地について、農業委員会が利用権の設定等を行うよう勧奨する際は、その勧奨が勧奨を受ける相手方に対して拘束力を有するものではなく任意の協力を求めるものであるため、次の点に留意するものとします。

- (1) 法第15条第3項の「農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるとき」とは、少なくとも、その農用地が認定農業者から利用権の設定等の要望があった場合であること。

- (2) 勧奨を受ける相手方の意向をあらかじめ把握すること。

- (3) 勧奨の実施について農業委員会の総会又は部会の議決を経るものとする。

3 市町村長に対する要請

- (1) 法第15条第4項の「利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるとき」とは、認定農業者等に対する利用権設定等の農用地の利用関係の調整が調った場合を指します。

- (2) 法第15条第4項の農業委員会の要請は、法第18条第4項において、その要請の内容と市町村が定めようとする農用地利用集積計画の内容が一致するときは、法第18条第1項の農業委員会の決定を要しないという法的効果が与えられています。したがって、農業委員会が要請に際して、要請の内容が農用地利用集積計画が具備すべき要件に適合するか否かを審査するとともに、農業委員会の総会又は部会の議決を経るものとします。

- (3) 法第18条第4項の「農用地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるとき」には、農用地利用集積計画の作成の際の誤記の訂正、利用権の始期の変更等(2)の農業委員会の要請に際しての要件審査の趣旨を逸脱しない範囲で軽微な変更をした場合を含むと解して差し支えありません。

4 農用地の所有者からの申出に基づく農業委員会による農用地の利用調整

農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてのあるせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者等への利用集積が図られるよう農用地の利用関係の調整を行うこととされるとともに、所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農用地について、農地中間管理機構による買入協議制度が設けられています。

- (1) 法第15条第1項の農用地の所有者からの申出に基づく農業委員会による「農用地の利用関係の調整」には、認定農業者等からの申出の場合と同様に、農用地の利用権等の受け手の掘り起こし、権利関係の調整等のほか、これに必要な農地情報の収集等の諸活動が含まれます。
- (2) 申出の方法については、認定農業者等からの申出と同様にその申出の意思が明白であれば足りることから別段の定めは置かないこととします。
- ただし、申出が所有権の移転に係るものであった場合には、市町村による買入協議を行う旨の通知は当該申出があった日から3週間以内に行うものとされており、申出があった日等を明確にしておく必要があることから、文書によってなされたか、口頭でなされたかを問わず、農業委員会において必要事項を記録しておくものとします。
- (3) 農地の所有者からの申出が当該農用地の賃借権の設定等に係るものである場合には、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行うことを最優先に調整を行うものとします。
- (4) 農用地の所有者からの所有権移転に係る申出の取扱いは、次のとおりです。
- ① 申出が文書でなされる場合にあっては、参考様式2による「所有権移転あっせん申出書」を提出すること。
 - ② 申出が口頭でなされた場合には、その記録の内容が正確なものであるかを申出をした所有者に確認すること。
 - ③ 農業委員会が行う(2)の「必要事項の記録」は、参考様式3による「所有権移転あっせん確認名簿」によること。
- (5) 農用地の所有者からの申出が当該農用地の所有権の移転に係るものであり、かつ、買入協議の対象となる農用地と考えられる場合には、できるだけ速やかに法第15条第2項の規定による農地中間管理機構を含めた調整を行うものとします。
- (6) 農用地の利用関係の調整及び農用地の買入協議を円滑に行うため、農業委員会は、市町村担当局農地中間管理機構と緊密に連携を図るとともに、農業者との日常の接触を通じて、農地情報の収集・整理に努める必要があります。

- (7) 農用地の所有者からの申出の場合においても、必要があれば法第15条第3項の規定による勧奨、同条第4項の規定による市町村の長に対する要請を行うことができますが、この場合は、2及び3に準ずるものとします。

5 その他の留意事項

- (1) 農業委員会は、複数の認定農業者等から同一の農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合は、当該農用地の位置その他の利用条件、認定農業者等の経営能力や農業従事者数等からみて当該農用地を最も効率的に利用して農業経営の発展が期待できると認められる者に対し、優先的に利用権の設定等の調整を行うものとします。
- (2) 農業委員会は、農用地の利用関係の調整において、認定農業者等の農業経営の効率化、安定化に資するよう、農用地の面的なまとまり、利用権の設定期間等について配慮する必要があります。
- (3) 農業委員会及び承認市町村は、申出のあった農用地について恣意的に分割してその一部のみを買入協議の対象とすることがないように留意してください。また、調整が長引くこと等によって買入協議を行う、いわゆる「ごね得」を許容することがないように日頃から農用地の所有者等関係者に対して周知しておく必要があります。

第2 買入協議

1 農業委員会による要請

- (1) 法第16条第1項の「当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第2項の規定による当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において認定農業者等に対する利用権の設定等が困難な場合」とは、当該調整が整わず、認定農業者等に対して集積できないと判断される場合です。例えば、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲について農用地の所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、認定農業者等への利用権の設定等ができなくなるおそれがある場合です。
- (2) 買入協議の要請の対象となる農用地は、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個々具体的に判断するものとします。
- (3) 要請を行うに当たっては、総会又は部会の議決を経るものとします。
この場合、部会を弾力的に開催する等により、できるだけ速やかに要請を行うか否かを決定し、要請を行うことを決定した場合にはただちに市町村の

長に対し要請するものとします。

2 市町村の長による通知

- (1) 法第16条第2項の「基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるとき」とは、当該農用地について育成すべき経営体へ利用を集積しなければ、基本構想に掲げられている「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」等の達成が困難になると考えられる場合です。
- (2) 法第16条第2項の市町村の長による農地中間管理機構が買入協議を行う旨の農用地の所有者に対する通知は、買入協議の趣旨及び買入れを行う農地中間管理機構の名称を記載した参考様式4によるものとします。
- (3) 通知を行うに当たっては、農用地の所有者に対し次の点につき十分説明を行い、当該所有者に課せられる規制の内容が十分理解されるよう努める必要があります。
 - ① 正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。
なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。
 - ② 通知があった日から起算して3週間を経過するまでの間（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、譲渡制限が課せられること。
 - ③ 譲渡制限に反した場合は10万円以下の過料に処せられることがあること。
- (4) 市町村の長が通知を行うに当たっては、事前に農地中間管理機構と連絡調整を図るものとします。

3 買入協議の実施

- (1) 農地中間管理機構は、買入協議が整った場合及び買入協議が成立しないことが明らかとなった場合には、その旨を市町村に連絡するものとします。
- (2) 法第16条第5項の「協議が成立しないことが明らかとなったとき」とは、一般的には当事者の双方が協議の不成立を認めたときです。このときに譲渡制限が解除されることから、例えば当事者の一方が協議の不成立の確認を申し出、他方がこれを認めること等により、「協議が成立しない」ことを明確にする必要があります。
- (3) 買入協議による農用地の買入れは、特例事業として行われるものであり、かつ、当該農用地の価格が、その土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されるものとします。

4 その他の留意事項

- (1) 認定農業者等以外の者に対する買入協議について
農地中間管理機構は、買入れた農用地については優先的に認定農業者等に利用集積することとされていますが、認定農業者等以外の者に利用させる場合

は、当該農用地を利用しようとする認定農業者等が当面見込まれず、認定農業者等以外の者に一時的に貸し付ける場合、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に該当する事業の用に供される場合等やむを得ない事情がある場合に限ります。

（2）農用地の売渡しに当たっての買戻特約

農用地の売渡しに当たっては、買入協議の目的を担保するために、当該農用地を引渡した日から5年を経過する日までの間は買戻しの特約を付すものとします。

第3 都市的土地利用との調整

- 1 法第16条の買入協議は、認定農業者等への農用地の利用集積を図るため、その利用関係の調整の一環として行われるものです。このため、都市的土地利用との調整は必要となります。
- 2 農業委員会は、農用地区域以外の区域において法第15条による認定農業者等への利用権設定等を促進する場合には、あらかじめ、市町村の都市計画担当部局に連絡するものとします。

(別紙 7)

農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整

第 1 都市的土地利用との調整

1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施

法第17条第2項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第6条第2項第6号イの市街化区域の定義にあるとおり、市街化区域内であっても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することが可能です。

なお、その区域としては、例えば、

- (1) 市街化区域以外の区域内の農用地と連担している農用地（農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。）で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域
 - (2) 農業集落程度の地縁的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域にある場合における市街化区域内に存する農用地の区域
- が該当します。

2 その他都市計画との調整等

- (1) 市街化区域では、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業委員会が行う法第15条第1項から第4項までに掲げる利用関係の調整、勧奨等及び農用地利用改善団体が行う法第26条第1項に規定する勧奨を実施しないでください。
- (2) なお、土地の宅地への用途の変更及び市街化区域への編入に当たっては、当該土地につき農用地利用集積計画による利用権の設定等が行われたことをもってこの変更及び編入を拒否する理由となるものではありません。
- (3) 農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業には、河川区域内の区画形質の変更及び水利権の変更並びに国土交通省河川局所管事業は含まれませんし、農業経営基盤強化促進事業には、農業用道路、農業集落道等農業生産基盤施設の整備に関する事業及び国土交通省所管事業は含まれません。

第 2 林業的土地利用との調整

- 1 法第4条第1項第4号の「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地」として地域森林計画対象森林の土地につき農用地利用集積計画を定めるに当たっては、当該土地が農用地区域内又は農用地区域編入予定区域（農振法の農用地区域内に含めるべき区域として、林業関係者・団体を含めた市町村農業振興整備促進協議会において調整を了し、以後の手続を行うことを決定された区域をいいます。）内の土地である場合に行うよう留意してください。
- 2 農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るため、事業実施上の重要事項について森林組合の意見を聴くことが適当です。

利用権設定等促進事業の推進上の留意事項

第 1 土地利用調整に当たっての留意事項

- 1 利用権設定等促進事業は、農業及び農用地利用の地域性と地域の農業者等の意向等を十分に考慮して集団的に利用権の設定等を促進しようという地域ごとの土地利用調整手法によるものです。このような観点から、事業実施に当たっては、市町村と農地等の利用の最適化の推進を主たる使命とする農業委員会の連携が不可欠であることから、相互に連携を図り、人・農地プランの作成などを通じて、地域関係者の話し合いにより適切な農業者に農用地の利用を集積していくとともに、地域全体の農用地の有効利用を図る方向で利用権設定等促進事業を推進してください。

また、事業の実施に当たっては、農地中間管理機構への貸付けを優先することが望ましいと考えますが、これによりがたい場合は、以下により事業を行ってください。

- 2 利用権設定等促進事業の実施に当たり、市町村の区域を越えて農用地の貸借等が現に行われており、又は行うことを申し出ている農業者がいる場合等においては、これを排斥することのないようにしてください。
- 3 利用権設定等促進事業による利用権の設定等は、利用権の設定が中心になるものと見込まれますが、農地価格が比較的低い地域や農地の集団化、未懇地の取得等については、所有権の移転も積極的に活用することが望ましいと考えます。なお、このことに関連して、農業委員会が行っている農地移動の適正化あつせん事業は、できる限り利用権設定等促進事業によることとしてください。
- 4 使用貸借による権利の設定又は移転は、利用権の設定を行おうとする者と利用権の設定を受けようとする者との関係からみて、賃借権により難しい場合であって農用地の一体的な利用の増進を図る上で支障が生じないと認められるとき等に限ることとしてください。
- 5 利用権の移転又は転貸（農地中間管理事業による転貸を除きます。）は、関係権利者間の法律関係が利用権の設定の場合と比べて複雑になるので、新たに利用権の設定を行うことが適当でないと認められる場合等に限ることとしてください。

第 2 農地中間管理機構との連携

- 1 農地中間管理機構が行う事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものです。したがって、農地中間管理機構との密接な連携の下に利用権設定等促進事業の中で、これら事業又は業務が積極的に活用されるよう配慮する必要があります。

- 2 利用権設定等促進事業を円滑かつ効率的に推進するに当たり、農地中間管理機構が農用地利用集積計画において定めるべき事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出た場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めることが適当です。

農用地利用集積計画における留意事項

第 1 農用地利用集積計画の作成

1 農業経営受託事業（農業協同組合法第10条第2項に規定する農業協同組合が組合員の委託を受けて行う農業の経営）を行う農業協同組合、農地中間管理機構が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、それぞれの者が当該事業又は業務の実施に関して定めるところにより行われることに留意する必要があります。

2 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」といいます。）第6条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除きます。）から開発事業計画の提出を求め、

- (1) 開発事業の実施が確実に認められること
- (2) 農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可基準上許可し得るものであると認められること
- (3) 農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準上許可し得るものと認められること

を市町村が行う農用地利用集積計画の作成の際に確認する必要があります。

なお、農用地区域内において、集団的な農業用施設用地（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条に掲げる農業用施設の用に供される土地で、その面積がおおむね2ヘクタール以上であるものをいいます。）について利用権の設定等を行う場合には、農振法第8条第2項第1号の農用地利用計画において農業用施設用地として用途区分された土地の区域内の土地を対象とすることが適当と考えます。

3 開発事業計画の提出は、様式第7号により提出させるものとします。

4 利用権の設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人等法第18条第2項第6号に規定する者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」といいます。）の場合は、法第18条第3項第3号の要件を満たす必要がありますが、その具体的な運用は次のとおりです。

- (1) 「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいいます。

これらについて、例えば、農用地の利用権の設定等を受けようとする者は、市町村長に確約書を提出すること、市町村長と協定を結ぶこと等が考えられます。

- (2) 「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいいます。
- (3) 「業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事

業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員又はその法人の使用人のうち、一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいいます。

- (4) 「業務執行役員等」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいいます。

権限及び責任を有するかの確認は、法人の登記事項証明、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行うものとします。

また、この場合の農用地利用集積計画の作成に当たっては、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借の解除をする旨の条件を定めるものとします。

なお、貸し付けられた農用地の利用状況については、農地法第6条の2に基づき、別途、農業委員会に報告する必要があります。

また、市町村は、農地所有適格法人以外の法人等が撤退した場合の混乱を防止するため、規則第17条に規定する「その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項」として、農用地利用集積計画に次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認して記載することが望ましいと考えます。

- ① 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- ② 原状回復の費用の負担者
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

5 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況

農用地利用集積計画に定める規則第17条の「同項第1号に規定する者の農業経営の状況」としては、利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積、農作業従事者の状況、農機具の保有状況等（所有権の移転の場合にあっては、同項第1号に規定する者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況を含む。）を記載するものとします。

なお、農業経営を目的としない農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合は、農業経営の状況の記載は不要です。

6 法第18条第5項の農用地利用改善団体が申出をする場合には、農用地利用改善団体の代表者は、様式第8号により、市町村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出るものとします。

7 法第18条第5項の土地改良区の申出により定める農用地利用集積計画は、農用地を対象とするものであり、土地改良事業により非農用地を生み出す仕組みとは関係ありません。

- 8 市町村は、所有権移転に係る農用地利用集積計画を定めようとする場合は、当該農用地利用集積計画に定める事項と当該所有権移転に係る土地の登記簿の内容又は実測結果と照合するものとします。

第2 農用地利用集積計画の取消し

- 1 市町村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければなりません。

- (1) 農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

なお、この場合の具体的な運用は、次のとおりです。

- ① 法第20条の2第2項第1号の「農用地を適正に利用していない」とは、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものになっている場合、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地が、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる場合等をいいます。
- ② 農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものになっている場合には、農業委員会と連携して違反を確認次第直ちに賃借権又は使用貸借による権利の設定した者に対し貸借の解除を行う意思の確認を行い、貸借の解除が行われない場合には、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消しを行うものとします。この場合の手続については、行政手続法第3章の規定により行うものとします。
- ③ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地が、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる場合には、農業委員会においてその状態が確認された時点から速やかに、農地法第32条第1項の利用意向調査を行い、その際に賃借権又は使用貸借による権利を設定した者に対し貸借の解除を行う意思の確認を行うこととなりますが、それによっても貸借の解除が行われない場合には、市町村は、農用地利用集積計画のうち当該賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消しを行うものとします。この場合の手続については、行政手続法第3章の規定により行うものとします。

- (2) 法第20条の2第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

なお、法第20条の2第1項に基づく勧告に関する運用は次のとおりです。

- ① 法第20条の2第1項の「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものですが、法第20条の2第1項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限です。

- ② 法第20条の2第1項第1号に該当する場合とは、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈り取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等です。
 - ③ 法第20条の2第1項第2号に該当する場合とは、例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農用地の水利用に著しい被害を与えている場合等です。
 - ④ 法第20条の2第1項第3号に該当する場合とは、例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等です。
- 2 法第20条の2第2項の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分（規則第17条に規定する「農業経営の状況」を除きます。）を市町村の公報に記載することその他所定の手段により公告しなければならないこととなります。
- 3 法第20条の2第5項の「あっせんその他の必要な措置」とは、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等をいいます。

共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第23号）の施行に伴い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）が改正され、法第18条第2項第2号に規定する土地のうちに、同条第3項第4号ただし書に規定する土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」といいます。）であって、共有持分を有する者の一人がいれば、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）を農業委員会が探索を行い、公示の手続を経て、農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）に貸付けを行うことが可能になりました。この手続の留意点については、以下のとおりです。

第1 法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」といいます。）第16条第2項（農用地利用集積計画の作成）関係

規則第16条第2項に規定する農用地利用集積計画の作成には、次の事項に留意してください。

同意市町村は、農用地について共有持分を有する者であって当該農用地の管理を行っているものから農用地利用集積計画の定めるところにより機構に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定を行いたい旨の申出があった場合には、農用地利用集積計画の作成につき「適切な配慮」をするものとされています。この「適切な配慮」とは規則第16条第1項の通常農用地利用集積計画を定めようとする場合の「適切な配慮」と同様に、所有者からの申出に応じて、当該申出の内容が基本構想に適合するなど必要と認められる場合には、同意市町村が農用地利用集積計画を作成することを内容とするものです。

なお、担い手が借り受ける見込みがないこと等により当該農用地の受け手となる機構が借受けを希望しない場合には、農用地利用集積計画案を作成しないこともありえますが、共有者不明であることを理由に作成しないことのないよう留意してください。

第2 法第21条の2（不確知共有者の探索の要請）関係

法第21条の2に規定する不確知共有者に関する情報の探索の要請には、次の事項に留意してください。

1 農業委員会への不確知共有者に関する情報の探索の要請

同意市町村の長は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地において農用地利用集積計画を定める場合には、不確知共有者に関する情報の探索を農業委員会に対して要請できます（参考様式5）。

なお、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画の内容は、機構を相手方とした20年間以内の賃借権又は使用貸借による権利の設定に限られます。また、設定された権利が賃借権である場合には、借賃の支払いの相手方を決めておく必要があります。この際、賃料を受け取る代表者を定め一括して支払うこと

となりますが、判明している共有者が賃料の受取を希望しない場合には、供託によることも可能です。

2 不確知共有者に関する情報の探索の方法

不確知共有者に関する情報の探索の要請を受けた農業委員会は、法第21条の2第2項の政令で定める方法により不確知共有者に関する情報の探索を行って、共有者を特定します。探索を行ってもなお共有者を特定できない場合には共有者が不明であることが確定します。

具体的には、共有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報（以下「不確知共有者関連情報」といいます。）を取得するため次に掲げる措置をとる必要があります。

① 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」といいます。）第7条第1号により登記所（法務局等）の登記官に対し当該共有者不明農用地等の登記事項証明書を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者（以下「登記名義人等」といいます。）の氏名及び住所地等を確認します。

② 令第7条第2号において、「不確知共有者関連情報を保有すると思料される者」とは「当該共有者不明農用地等を現に占有する者」、「農地法第52条の2の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者」及び「共有持分を有する者であって知っているもの」をいいます。具体的には、賃借権又は使用貸借による権利の設定を行いたい旨の申出を行った者や現に賃借権が設定されている者等をいいます。令第7条第2号によりこれらの者に対し、他の当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者の氏名及び住所地等について聞き取りを行います。

また、③により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知っている共有持分を有する者の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本（以下「戸籍謄本等」といいます。）を請求することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行います。

③ 令第7条第3号では、①により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求します。

このほか、②で確認された「共有持分を有すると思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求します。ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができます。

④ 登記名義人等の死亡が確認された場合には、令第7条第4号により、登記名義人等の戸籍謄本等を請求します。登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認します。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求することにより、これらの者の住所の確認を行います。

⑤ 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認します。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局

等)の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認します。その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人(取締役等)を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知共有者関連情報の提供を求めます。

- ⑥ 令第7条第5号では①から⑤の措置により住所が判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者(⑤の場合は法人住所地又は役員住所)に対して、参考様式6により簡易書留による書面の送付を行い、共有持分を有する者を特定します。なお、住所地が当該農用地と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えありませんが、訪問の記録を残してください。
- ⑦ ⑥による書面の送付後、2週間経過しても不確知共有者から返信がない場合には、当該不確知共有者を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要です。

第3 法第21条の3(共有者不明農用地等に係る公示)関係

法第21条の3に規定する共有者不明農用地等に係る公示には、次の事項に留意してください。

1 共有持分を有する者への同意の取得

農業委員会は、共有持分を有する者であって知っているものの全てに対し、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画(機構に対して、20年以内の賃借権又は使用貸借による権利を設定することを内容とするものに限る。)への同意を取得してください。

2 不確知共有者への同意の取得

第3の1のうち、法第21条の2第1項の規定による要請に係る探索によって判明した共有持分を有する者については、令第7条第5号の規定により共有持分を有する者を特定する際(第2の⑥)に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行って下さい。

このとき、令第7条第5号の規定による書面の送付を行う際には、次の事項を書面に記載するとともに、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画への同意について書面により確認してください。また、同意しない場合には、当該農用地の活用の意向について書面により返信を求めてください(参考様式6の別紙)。

- (1) 当該農用地利用集積計画に反対する場合であっても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第39条に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。
 - (2) 2週間以内に返信がない場合には、6か月間の公示を経て、機構に賃貸権又は使用貸借による権利が設定される可能性があること。
- #### 3 同意が得られない場合の取扱い
- (1) 自ら耕作を行う等、当該共有者不明農用地等について活用の意向を表明する者が現れた場合には、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知っているものの全ての同意を得たといえないことから、機構に対して賃貸権又は使用貸借による権利の設定はできませんので翌年以降の農地法第30条に基づく利用状況調査により、当該意向を表明した者が、意向どおりに活

用を図っているかどうかについて確認してください。

- (2) 当該共有者不明農用地等について、活用の意向がなく、かつ、同意が得られない者がいる場合には、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得たといえないことから、本手続によっては機構に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定はできませんが、この場合は、農地法施行規則第78条第1号に規定する耕作の事業に従事する者が不在となる農地に該当するため、農地法第32条の規定による公示を行ってください。なお、その際には、再度不確知共有者を探索する必要はありませんので（農地法施行規則第74条の2）、すぐに公示を行ってください。

4 共有者不明農用地等に係る公示

農業委員会は法第21条の2第1項の規定による要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないときは、法第21条の3に基づき、当該共有者不明農用地等について、共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得て、同意市町村の定めようとする農用地利用集積計画案等の公示を6か月間行います（参考様式7）。

公示内容は、以下のとおりです。

- (1) 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積
- (2) 共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない旨
- (3) 共有者不明農用地等について、農用地利用集積計画の定めるところによって農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨
- (4) (3)に規定する権利の種類、内容、始期、存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては、借賃並びにその支払の相手方及び方法
- (5) 不確知共有者は、公示の日から起算して6月以内に、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は(3)及び(4)に掲げる事項について異議を述べることができる旨
- (6) 不確知共有者が(5)に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす旨

公示については、各同意市町村のホームページにおいても掲載するとともに、当該ホームページのURLを速やかに国に報告してください。

第4 法第21条の4（不確知共有者のみなし同意）関係

法第21条の4に規定する不確知共有者のみなし同意には、次の事項に留意してください。

不確知共有者が公示期間内に異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画に同意したものとみなされます。

その際、農業委員会は1週間以内を目途に同意市町村の長及び機構にその旨を通知してください（参考様式8）。また、農業委員会は並行して法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定を行うことが可能です。

農業委員会から通知を受けた同意市町村の長は、農用地利用集積計画を公告してください。

第5 機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。以下同じです。）に係る説明について

機構が農地中間管理権を取得する場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第3項により、機構が、その農用地の所有者に対して、「機構関連事業が行われる可能性がある旨」の説明を行うことが義務づけられています。

これについて、機構は、農用地利用集積計画の公告までの間に、分かっている共有者に対して、「機構関連事業が行われる可能性がある旨」の説明を行ってください。

不確知共有者への説明については、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第2項により、都道府県知事の承認を受けた上で、市町村への業務委託を通じて、農業委員会に事務委任することが可能です。この場合には、第3の4の農業委員会の公示の際に併せて、「機構関連事業が行われる可能性がある旨」を公示することをもって、これらの不明な共有者にも説明がなされたものとして扱います。

農用地利用改善事業に関する留意事項

第1 農用地利用規程の内容

- 1 「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項」は、農用地利用改善事業の実施区域内における今後の営農の基本的な方向や形態に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 2 「農用地利用改善事業の実施区域」は、通常は農用地利用改善団体の地区と同一です。
- 3 「作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項」は、作付地の集団化に関する事項、主要農作物の栽培管理の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 4 「認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項」は、認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項、農作業の共同化に関する事項、農作業の受委託に関する事項、農業機械・施設の共同利用に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 5 「認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」は、認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標のほか、作付地の集団化又は農作業の効率化のための利用関係の調整に関する事項、不作付地、荒し作りの解消・防止に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 6 「その他必要な事項」は、地力の維持培養、堆きゅう肥・副産物の有効利用、集出荷の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

第2 特定農用地利用規程の内容

特定農用地利用規程には第1に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を定めることとします。

- 1 特定農業法人等の名称及び住所
特定農業法人等の名称及び住所及び代表者名を記述してください。
- 2 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標
特定農用地利用規程の有効期間の最終年における当該農用地利用改善団体の農用地面積に占める特定農業法人等が利用する面積のシェアの目標を定めてください。
- 3 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事業
農用地利用改善団体の構成員からの当該団体への利用権の設定等又は農作業の委託の申出に関する事項、特定農業法人等を利用権の設定等の受け手とした市町

村に対する農用地利用集積計画の作成の申出に関する事項、あるいは、特定農業法人等に対する農作業の委託のあっせん等の手続に関する事項等を定めてください。

第3 特例農用地利用規程の内容

- 1 特例農用地利用規程には第1に掲げる事項に加え、その区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を定めるほか、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 認定農業者の氏名又は名称及び住所

特例農用地利用規程の区域内において、農用地の受け手となる認定農業者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

- (2) 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

利用権の設定等の条件、対価の考え方等、認定農業者に農用地の利用権の設定等をする上で、地域においてあらかじめ定めておく必要がある事項について記入してください。

- (3) 農地中間管理事業の利用に関する事項

農地中間管理機構が受け手に転貸するまでの間の当該農用地の管理方法、利用権の設定等の条件、対価の考え方等、農地中間管理機構を活用する上であらかじめ定めておく必要がある事項について記入してください。

- 2 市町村は、特例農用地利用規程を定めようとする区域の農用地の所有者に対し、次の点につきあらかじめ十分な説明を行い、当該所有者に課せられる規制の内容が十分理解されるよう努めるとともに、特例農用地利用規程を認定した旨を通知するに当たっても、農用地の所有者に対し、次の点を十分に説明するよう努めてください。

- (1) 当該特例農用地利用規程に係る区域の農用地の担い手として定めた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者への利用権の設定等に制限が課せられること。

- (2) 権利の移転の制限に反した場合は50万円以下の過料に処せられることがあること。

- (3) 過料の対象者は土地の所有者であり、相続により当該特例農用地利用規程に係る区域の農用地の所有権を取得した者も利用権の設定等の制限を受けること。

第4 特定農業団体の要件

- 1 農業経営を営む法人でないこと。

- 2 令第7条に規定する基準に従った定款又は規約を有していること。

農用地利用改善団体の定款又は規約に関しては、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項のほか、告示に定められており、特定農業団体については次のとおりです。

- (1) 農林水産大臣が定める事項

- ① 総会の議決方法。

- ② 農用地の利用及び管理に関すること。

- ③ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること。

(2) 農林水産大臣が定める基準

- ① 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと。
- ② 代表者についてその選任手続を明らかにしていること。
- ③ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること。
- ④ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと。

3 その組織を変更して、その構成員を主たる組員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であって一定の基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

この要件は、特定農業団体制度が、一定の期間経過後には農業経営を営む法人となった上で、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが期待できる組織であることを確認するためのものです。

4 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

5 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

6 耕作又は養畜を行うことを目的とし、当該耕作又は養畜について、構成員全てで費用を共同負担するとともに、利益を分配して行うものであること。

この要件は、効率的かつ安定的な農業経営への発展の第一歩としては、その組織において、その行う耕作又は養畜に必要な資材等の購入から農産物の販売及び収益配分に至るまで一元的に経理が行われることが重要であり、このことが確認される必要があるとの観点から設けられたものです。

(参考) 平成15年9月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第28条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

一 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第二十八条の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

イ 次に掲げる基準

（一）当該農業協同組合若しくは当該農事組合法人の地区内に住所を有すること又は当該農業協同組合又は当該農事組合法人が有する農業に係る事業施設を利用することが適当であると認められること。

（二）当該農業協同組合の准組員である法第23条第10項に規定する認定団体の構成員であること又は当該農事組合法人たる農用地利用改善団体の構成員であること。

ロ イに掲げるほか当該農業協同組合又は当該農事組合法人正組員たる地位を継続させることが相当と認められるものであること。

様式第 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 6 条第 1 項の規定により、次のように農業経営基盤強化基本構想を定めた（変更した）ので、同条第 6 項の規定により公告する。

年 月 日

市町村長名 （印）

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

様式第2号

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名 （印）

認定番号： ー 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで
認定に係る関係市町村名：

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5－1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「（第13条第1項）」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「（変更）」と記載する。

青年等就農計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項（第14条の5第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 （印）

認 定 番 号 : — 号
認 定 日 : 年 月 日
認定の有効期間 : 年 月 日まで

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5－1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあっては、本文の「（第14条の5第1項）」は削除する。
変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

年 月 日

農業経営開始届出書（認定新規就農者用）

〇〇市町村長 様

住所
氏名

印

次のとおり農業経営を開始したので届出します。

記

1 農業経営開始日

年 月 日

2 青年等就農計画認定書の記載内容

- (1) 認 定 番 号 : 号
(2) 認 定 日 : 年 月 日
(3) 認定の有効期間 : 年 月 日まで

3 農業経営を開始した時期を証明する書類
(添付書類名)

様式第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

年 月 日

市町村長名 (印)

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

様式第4号

農用地利用規程認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第23条第2項第1項又は第24条第1項）の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

- 1 農用地利用規程
- 2 定款又は規約
- 3 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第4号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
- 4 この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
- (5 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面)
- (6 ① 法第13条第2項に規定する認定計画
② 法第23条第1項の認定の申請の日から起算して5年を経過する日までに行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画)
- (7 特定農業団体の定款又は規約)
- (8 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条第2号に規定する計画)
- (9 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第20条の3第2号及び第3号に掲げる要件を満たすことを証する書面)
- (10 特例農用地利用規程の記載内容について利用権の設定等を受ける認定農業者及び農地中間管理機構が同意していることを証する書面)
- (11 特例農用地利用規程の記載内容について事業実施区域内の農用地の所有者等の3分の2以上の同意が得られていることを証する署名)

（記載注意）

- 1 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 2 特定農用地利用規程の認定申請にあっては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とし、特例農用地利用規程の申請にあっては、「農用地利用規程」を「特例農用地利用規程」とする。
- 3 本文の記中、5は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
- 4 本文の記中、6の①は法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、6の②はそれ以外の特定農業法人が定められ

た農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。

5 7 から 9 までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

6 本文の記中、10から11は特例農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

7 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4-1号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認申請書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第6条ただし書（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第21条の2）の規定に基づき、令和 年 月 日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を以下のとおり延長したいので、下記の書面を添えて承認を申請します。

(1) 延長期間： 年間（令和 年 月 日まで）

(2) 延長理由：

記

- 1 農用地利用規程
- 2 定款又は規約
- 3 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第4号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
- 4 この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
- 5 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面

（記載注意）

代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

同意書

年 月 日

〇〇農用地利用改善団体 殿

所在地
農業経営を営む法人（団体）の名称
代表者の氏名（印）

貴団体の定める特定農用地利用規程において、当法人（団体）が特定農業法人（特定農業団体）として位置付けられることに同意します。

（記載注意）

代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

同意書

年 月 日

〇〇農用地利用改善団体 殿

所在地
(認定農業者の名称又は氏名)
(農地中間管理機構の名称)
代表者の氏名 (印)

貴団体の定める特例農用地利用規程において、当該実施区域内の農用地の利用権の設定等を受ける者に、当方（当団体）が位置付けられることについて同意します。

（記載注意）

代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第5号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第23条の2第1項又は第24条第1項）の規定により、令和 年 月 日付けで認定申請のあった次の農用地利用規程については、これを認定したので、同条第8項（同条第4項で準用する第23条第8項）の規定により公告する。

年 月 日

市町村長名 (印)

（「次の」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（記載注意）

- 1 本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 2 特定農用地利用規程に係る公告の場合にあっては、本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。
- 3 特例農用地利用規程に係る公告の場合にあっては、本文中、「農用地利用規程」を「特例農用地利用規程」とする。

様式第 6 号

認定番号

農用地利用規程認定書

年 月 日

殿

市町村長名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第23条の2第1項又は第24条第1項）の規定により、令和 年 月 日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5－1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号について、当該農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記1の認定番号の次に（（変）1－6）のように記載する。
- 3 変更の場合にあつては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 4 特定農用地利用規程の認定の場合にあつては、表題中、「農用地利用規程認定書」を「特定農用地利用規程認定書」とする。
- 5 特例農用地利用規程の認定の場合にあつては、表題中、「農用地利用規程認定書」を「特例農用地利用規程認定書」とする。

様式第 6－1 号

認定番号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認書

年 月 日

殿

市町村長名 (印)

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第6条ただし書の規定により、令和 年 月 日に認定申請のあった特定農用地利用規程の有効期間の延長については適当であると承認します。

開発事業計画書

年 月 日

市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称及び代表者氏名）

（印）

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について
 利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月
 31日）付け経営第564号農林水産省経営局長通知）別紙9の第1の2の規定によって
 開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	土地の所有者 使用収益権者	農用地利用集積計画で指定された用途	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別
			登記簿	現況						
	計他 m^2 （田 m^2 、畑 m^2 、採草放牧地 m^2 、その									
2 開発事業計画	(1)用途									
	(2)権利を設定、移転しようとする契約の内	権 利 の 種 類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	対価の支払方法等				
			設定・移転							

容	(3)開発 の時期及 び計画 の概要	工 事 計 画	第1期（着工 年 月 日か ら 年 月 日まで）						第2 期	合 計
		土 地 造 成	所 要 面 積	m ²	切 土 又 は 盛 土 の 土 量	切 土 m ²	地 盤、 土質 の状 況			
						盛土 m ²				
						土留及 び法面 処 理の方 法				
		建 設 物 等	所 要 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²	建 築 物等 の規 模及 び構 造			
3 被 害防 除措 置の 概 要										
4 資 金計 画及 びそ の調 達計 画										
5 そ										

の他 参考 とな るべ き事 項	
---------------------------------	--

(記載事項)

- (1) 1の「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画の6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留をし法面は芝張りをする等と、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。
- (7) 氏名（名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(添付資料)

- (1) 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- (2) 開発候補地に建設しようとする建設又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面（縮尺5,000分の1ないし2,000分の1程度）
- (3) その他参考となるべき書類

様式第8号

農用地利用集積計画作成申出書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第5項の規定に基づき、下記により、農用地利用集積計画を定めるよう申し出ます。

記

農用地利用集積計画に定めるべき事項
(記載注意)

代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

参考様式 1

☐ 農業経営改善計画 ☐ 青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所 等 （※ その他追加する機関があれば明確にすること）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

氏名（名称・代表者）

印

所有権移転あっせん申出書

年 月 日

〇〇〇農業委員長 殿

申出者 住所（事務所）

氏名（名称及び代表者氏名） (印)

私（当社）が所有する下記農用地について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権の移転に係るあっせんの申出をします。

記

〔所有権の移転に係るあっせんの申出に係る農用地〕

農 用 地 の 所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)
	登記簿	現 況	

〔留意事項〕

1. 「整理番号」欄には、参考様式3の「所有権移転あっせん確認名簿」の「文書でなされた場合の整理番号」欄と同じ整理番号を記入すること。
2. 申出者の氏名又は代表者氏名を自署する場合には、押印を省略できる。

参考様式3

所有権移転あっせん確認名簿

申出年月日	申 出 者		申 出 に 係 る 農 用 地				申出者の申出した旨の確認印	文書でなされた場合の整理番号	市町村の長への要請の有無 (年月日)
	氏名（名称・代表者）	住 所	農用地の所在・地番	地 目		面 積 (㎡)			
				登記簿	現 況				

〔留意事項〕

- 1 申出が口頭によるものであった場合には、農業委員会はこの名簿に必要事項を記録し、申出者の確認を得なければならない。
- 2 申出が文書によるものであった場合には、「申出者の申出をした旨の確認印」欄には斜線を記入し、「文書でなされた場合の整理番号」欄に参考様式2の「所有権移転あっせん申出書」と同じ整理番号を記入すること。
- 3 「市町村の長への要請の有無」欄には、要請を行った場合はその要請を行った年月日を記入し、要請を行わなかった場合は「無」と記入するものとする。

参考様式 4

買入れの協議を行う旨の通知書

番号
年 月 日

申出者 住所
氏名（名称・代表者）

通知者 ○○市町村長（印）

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき貴殿（貴社）から所有権の移転に係るあっせんの申出のあった下記の農用地につき、同法第16条第2項の規定による買入れの協議を〈○○農業公社〉が行うので、通知します。

記

〔買入協議に係る土地〕

農用地の所在・地番	地 目		面 積 (㎡)
	登記簿	現 況	

〔買入協議に係る留意事項〕

貴殿から令和 年 月 日に○○農業委員会へ所有権移転のあっせんの申出のあった上記農用地については、① 農業委員会が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認め、② 当職も基本構想の達成に資する見地からみて、当該買入れが特に必要と認めたものです。

この買入れの協議は、当該農用地が農地中間管理機構により買入れられることにより、優先的に認定農業者へ利用集積されることを目的とするものです。なお、この買入れの協議については、法第16条第4項、第5項及び第35条の規定により、貴殿に次の義務が課せられます。

ア 正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。

なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。

イ この買入れの協議を行う旨の通知があった日から起算して3週間目にあたる令和 年 月 日を経過するまでの間（この期間に買入れの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、農地中間管理機構以外の者に上記農用地を譲り渡してはならないこと。

ウ イに違反した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあること。

注）〈 〉については、各都道府県公社の正式な名称を記載すること。

参考様式5

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請

年 月 日

農業委員会会長 殿

市町村長 (印)

下記の共有者不明農用地について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条に基づく農用地利用集積計画を定めるために、同法第21条の2の規定に基づき、共有者不明農用地等について不確知共有者の探索を要請します。

記

[共有者不明農用地等の所在等]

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類

(備考)

- 1 共有地不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積計画案を添付してください。
- 3 その他市町村が申出のあった者等から取得した不確知共有者関連情報を提供してください。

参考様式 6

共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について

年 月 日

住所：

氏名： 殿

農業委員会会長 印

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）では、所有者が分からない農用地であっても、共有者の一人が判明していれば、農業委員会の探索・公示を経て農地中間管理機構に農用地を貸付けることが可能となる措置が講じられています。

今般、下記の共有者不明農用地については、地域の担い手等による利用の意向があったことから、農業経営基盤強化促進法第21条の2第2項に基づき、不確知共有者に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が共有持分を有する可能性があることが分かったことから本書類をお送りしております。

〇〇市町村では、当該農用地について、地域の農用地を保全・活用していく観点から、別添の農用地利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けることを検討しており、当農業委員会では〇〇市町村からの要請を受けて、共有持分を持つ方への当該計画への同意の可否を確認しております。

つきましては、別紙により、

①当該農用地利用集積計画に同意する

②当該農用地利用集積計画には同意しないが、自ら耕作する等により農用地の活用を行う。

③当該農用地利用計画に同意せず、かつ自らによる農用地の活用も予定していない

のいずれかを御回答下さい。

なお、③をご選択いただいた場合には、当該農用地が遊休化することを防止するため、農地法第43条の規定による都道府県知事の裁定により、最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があることにご留意下さい。

以上を踏まえて、別紙に必要事項を記入の上、〇月〇日（※）までに返送してくださいますようお願いいたします。

（注）

- ・ 期限までに返信がない場合には農業経営基盤強化促進法第21条の3に基づく6か月間の公示を経て、当該農用地利用集積計画に従い、農地中間管理機構に賃借権又は使用貸借による権利が設定される場合があります。
- ・ 農用地利用集積計画による貸付けが行われた場合には、農地中間管理機構から代表者である〇〇氏に賃料をお支払いすることとなりますが、貴殿にも当該農用地に係る費用（固定資産税や水利費等）を差し引いた金額のうち持分相当分については請求権がございますので、追って〇〇氏とご相談下さいますようお願いいたします。

記

[共有者不明農用地の所在等]

共有者不明農用地 の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定し ようとする権利の種 類	内容	始期	存続 期間	借賃	借賃 の相手方	方法

【参考】所有者不明農地に係る都道府県知事の裁定制度について

農地法上、遊休農地又はそのおそれのある農地であって、その所有者が分からない（共有持分の過半を有する者が分からない）場合には、農業委員会による公示等を経て、都道府県知事が農地中間管理機構に利用権を設定する旨の裁定を行えることとなっております。

今般、上記の共有者不明農用地について、添付の農用地利用集積計画に同意いただかず、かつ、当該農用地の活用の予定もない場合には、当該農用地が上記裁定制度における遊休農地となるおそれのある農地に該当することとなります。そのため、都道府県知事の裁定を経て最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される場合があります。

（備考）

- 1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積計画を添付してください。
- 3 ※については、書面の送付後 2 週間を経過した日を記載してください。
- 4 地域での意向を示す文書（人・農地プラン等）があれば添付して下さい。

別紙

共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について（回答）

年 月 日

住所
氏名 印
電話番号

私は、下記共有者不明農用地について、共有持分を有しており、○年○月○日付けで○○農業委員会会長から発出された「共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について」について、下記のとおり回答します。

記

共有者不明農用地の 所在・地番	地目	面積（㎡）	回答（以下の選択肢の番号 （④の場合は、具体的内 容）を記入）

【回答の選択肢】

- ① 上記「共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について」に添付された農用地利用集積計画に同意します。
- ② 上記「共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について」に添付された農用地利用集積計画に同意しません。また、上記の共有者不明農用地については、自ら耕作する等により利用の増進を図ります。
- ③ 上記「共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について」に添付された農用地利用集積計画に同意しません。また、上記の共有者不明農用地について、自ら利用する予定はありません。
- ④ その他

注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。

（備考）

- 1 必要に応じ、行を加除することができます。

参考様式 7

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

年 月 日

農業委員会会長 印

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法

2 この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。

6 （※）当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行

う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
 - (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
 - (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
 - (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
 - (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。
- (※6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項に基づき、機構に義務づけられている農用地の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること)

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

参考様式例

法第21条の3第1項第5号に基づく異議の申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

印

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の3第1項第5号の規定に基づき、下記共有者不明農用地の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）

2 本申出の趣旨

--

3 権限を証する書類（別添）（※）

- (1)
- (2)

※ 権限を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

（備考）

- 1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。

参考様式8

共有者不明農用地等に係る公示の結果に関する通知

年 月 日

市町村長 殿

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の3の規定に基づき公示した下記の共有者不明農用地等については、公示の結果、不確知共有者からの異議の申出がなかったことを通知いたします。

記

[共有者不明農用地等の所在等]

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定したい権利の種類

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 公示した農用地利用集積計画を添付してください。

参考様式11-1

青年等就農計画の達成状況等に係る報告（経営開始〇年目）

年 月 日

〇〇市町村町等

住所
氏名 印

下記のとおり報告します。

1. 経営開始（予定）時期（どちらかにチェックする。）

	既に経営開始している	年 月 日就農
	まだ経営開始していない	年 月 日就農予定

※まだ就農していない場合は、2. ～ 4. の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・ 飼養頭数等	生産量や売上高、経費等に係る課題
合 計		

労働力	氏 名	年齢・続柄等	農業従事日数
雇用労働力		(人・日)	

3. 経営規模の報告

経営耕地 (特定作業受託に よるものを含む)	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

4. 前年の農業所得

収入 (A)	支出 (B)	農業所得 (A-B)
万円	万円	万円

5. 活用している支援策（活用しているものにチェックする）

	青年等就農資金
	農業経営基盤強化準備金
	農業共済その他農業関係の保険
	その他（ ）

6. 経営上の課題や相談したいこと

7. 計画達成に向けた今後の課題

参考様式11－2

青年等就農計画の達成状況等に係るチェックリスト

確認対象者氏名：	
確認者所属・氏名：	
確認日：	年 月 日

1 各取組状況

ア 営農に関する取組状況

a 営農に関する意欲	意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集	収集している ・ 収集していない
c 関係者の指導への対応	聞き入れている ・ 聞き入っていない
e 地域活動	参加している ・ 参加していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術等	習得できている ・ 習得できていない
b 機械・施設の操作方法等	習得できている ・ 習得できていない
c 農業経営に関する知識	習得できている ・ 習得できていない
d スケジュール管理	管理できている ・ 管理できていない
e 効率化、コスト低減	工夫できている ・ 工夫できていない
f 経営状況（収支状況）の把握	把握できている ・ 把握できていない

ウ 青年等就農計画の達成に向けた取組状況

a 経営規模	計画どおり ・ 計画どおりではない
b 生産量	計画どおり ・ 計画どおりではない
計画どおり進んでいない場合、 その理由と改善策	

エ ほ場（現地）の状況

a 耕作地が遊休化されていないか	遊休化されていない ・ 遊休化されている
b 農作物を適切に生産しているか	適切 ・ 不適切

2 総合所見

（当該認定新規就農者の課題と考えられる事項）
（助言や指導等が必要と考えられる事項（関係機関との連携についても記載））

(参考 1)

平成15年 9 月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

農業経営改善計画認定申請書

〇〇市町村長 殿	住所	連絡先	年 月 日
〇〇都道府県知事 殿	フリガナ	フリガナ	
〇〇農政局長 殿	個人・法人名	(印)	代表者氏名 (法人のみ)
農林水産大臣 殿	生年月日・ 法人設立年月日		法人番号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画									
①農業経営体の営農活動の現状及び目標									
(1) 営農類型									
現 状					目 標 (年)				
☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 二葉農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 () ☐ 複合経営					☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 二葉農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 () ☐ 複合経営				
☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()					☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()				
(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標									
現状		目標 (年)		現状		目標 (年)		主たる従事者の人数	
年間所得	万円	万円	万円	年間労働時間	時間	時間	時間	時間	人
主たる従事者1人 当たりの年間所得	万円	万円	万円	主たる従事者1人 当たりの年間労働時間	時間	時間	時間	時間	
②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標									
(1) 生産									
作目・部門名 (新 種)	現 状	目 標 (年)	作目・部門名 (舊 産)	現 状	目 標 (年)	(2) 農畜産物の加工・販売その他の 関連・付帯事業 (売上げ)			
	作付面積 (a)	生産量		飼養頭数 (頭、羽)	生産量	飼養頭数 (頭、羽)	生産量	現 状	目 標 (年)
								万円	万円
								万円	万円
								万円	万円
								万円	万円

(3) 農用地及び農業生産施設										
ア 農用地										
区分	所在地		地目	現 状 (a)	目 標 (a)	種 別	所在地		規 模	
	都道府県名	市町村名					都道府県名	市町村名	現 状 m ²	目 標 (b) m ²
所有地										
借入地										
その他										
経 営 面 積 合 計						経 営 面 積 合 計				
③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置										
⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置										
⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置										

(参考) 経営の構成

(1) 構成員・役員						(2) 雇 用 者					
氏 名 (法人経営にあっては役員の 氏名)	年 齢	性 別	代表者との 関係(法人経 営にあって は役職)	現 状		見 通 し (年)		常 時 雇 (年間)	実 人 数	現 状	見 通 し
				担当業務	年間農業 従事時間 h/年	担当業務	年間農業 従事時間 h/年				
			(代表者)								人
											人
											人
											人

(参考2)

平成15年9月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第28条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名＜名称・代表者＞ (印)

年 月 日生 (歳)

＜法人設立年月日 年 月 日設立＞

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青 年 等 就 農 計 画			
就 農 地		農業経営開始日	年 月 日
就農形態 (該当する形態に レ印)	☐新たに農業経営を開始 ☐親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に 新たな部門を開始 ☐親の農業経営を継承 ☐全体、☐一部 継承する経営での従事期間 年 か月		
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)			

将来の農業 経営の構想								
		----- (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)						
				現状		目標 (年)		
		年間農業所得		千円		千円		
		年間労働時間		時間		時間		
農業 経営 の 規模 に 関 する 目 標	作目・部門名	現状			目標 (年)			
		作付面積 飼養頭数		生産量		作付面積 飼養頭数		生産量
	経営面積合計							
	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (年)		
	所有地							
	借入地							
	特定作業受 託	作目	作業	現状		目標 (年)		
				作業受託面 積	生産量	作業受託面 積	生産量	

作業受託	作目	作業	現状	目標（年）		
	単純計					
	換算後					
農畜産物の加工・販売 その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状	目標（年）		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数				
		現状	目標（年）			
経営管理に関する目標						
農業従事の態様等に関する目標						

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入 等)	規模・構造等		実施時期		事業費		資金名等	
				年 月		千円			
農業経営の構成	氏 名 (法人経営にあ っては役員の氏 名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっ ては役職)	現 状		見 通 し			
				担当業務	年間農業 従事日数 (日)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)		
			(代表者)						
雇 用 者	常時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人		
	臨時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人		
			延べ人数	現状	人	見通し	人		

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に

限る。) が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資 格 等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）
ごとに作成すること。

(参考)	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門

技 術 ・ 知 識 の 習 得 状 況	研修等期間		年 月 ～ 年 月
	研修内容等		
	活用した 補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考